

改訂の背景

【策定(平成19年3月)】外国人住民を含めに全ての県民
世界的な経済不況やそれに伴う環境が大きく変化していることから、現行プランの基本目標や施策の在り方を改めて整理した上で、今後充実させる施策を示す

改訂版

○県内在住外国人を取り巻く環境の変化

世界的な経済不況やそれに伴う環境が大きく変化していることから、現行プランの基本目標や施策の在り方を改めて整理した上で、今後充実させる施策を示す

○新たな国の動き

内閣府に「定住外国人施設推進室」を設置(平成21年1月)

・「日系定住外国人施設にに関する基本指針」の策定(平成22年8月)

○東日本大震災の発生

⇒災害時における外国人支援について学ぶべき多くの教訓あり

○日本語の能力

・「聞く」「話す」「はなす」「読む」「書く」は5割、「読む」「書く」は3割

○各分野における心配ごと

・「困ったことはない」と回答した割合

○日本人の多文化共生意識が不十分である

・困っていることの多くは日本語が不自由などに起因している

○地域活動への参加を望んでいるものの、実際にには参加が進んでいない

・地域活動「参加したい」(61.6%) ⇔ 地域活動「特に参加していない」(42.0%)

○日本人の多文化共生意識が大変である

・差別や偏見「感じたことがある」(55.0%)

○日本へ側の意識(平成23年度県政世論調査より)

・「外国人とのトラブルが心配」(42.3%)

○外国人とのコミュニケーションが難しい

・「アパートの手続き、医師や看護師の説明、学校からの連絡」(33.5%)

○他の分野に比べて「教育」に関する心配ごとが大きい

・「学習指導等の問題点」(57.1%)

○外国人住民の意識

・「日本語が話せない」(49.5%)

○保育・教育

・「日本語が話せない」(52.5%)

○教育

・「日本語が話せない」(23.8%)

○外国人住民の意識

・「日本語が話せない」(49.5%)

○外国人住民への意識

・「日本語が話せない」(52.5%)

○外国人住民への意識

・「日本語が話せない」(23.8%)

○外国人住民への意識

・「日本語が話せない」(49.5%)

○外国人住民への意識

・「日本語が話せない」(52.5%)

○外国人住民への意識

・「日本語が話せない」(23.8%)

○外国人住民への意識

・「日本語が話せない」(49.5%)

○外国人住民への意識

・「日本語が話せない」(52.5%)

○外国人住民への意識

・「日本語が話せない」(23.8%)

○外国人住民への意識

・「日本語が話せない」(49.5%)

○外国人住民への意識

・「日本語が話せない」(52.5%)

○外国人住民への意識

・「日本語が話せない」(23.8%)

○外国人住民への意識

・「日本語が話せない」(49.5%)

○外国人住民への意識

・「日本語が話せない」(52.5%)

○外国人住民への意識

・「日本語が話せない」(23.8%)

現状と課題に対する施策の充実

参考資料の意図

1. 県市・国際交流協会、国際交流団体、企業等が実施する今後の多文化共生の実現

2. 地域の活性化

3. 国際的発展力による外の視点

「プランの位置づけ」

県市・国際交流協会、国際交流団体、企業等が実施する今後の多文化共生の実現

地盤の活性化

平成24年度から概ね5年間とし、外国人住民をとりまく環境の変化等に応じて適宜見直す

「方向性」

方向性を示す

方向性を示す

方向性を改めて整理

「方向性」

方向性を示す

方向性を示す

方向性を示す

「方向性」

方向性を示す

方向性を

1 人づくり革命の実現と拡大

参考資料2

① 待機児童問題解消

- ・女性就業率80%※に対応できる「子育て安心プラン」の前倒し
※25歳～44歳の女性就業率は、日本72.8%、アメリカ71.1%、イギリス75.5%、ドイツ77.8%、フランス74.6%、スウェーデン82.5%

② 幼児教育無償化

- ・幼稚園、保育所、認定こども園以外の認可外保育施設の無償化対象化
対象者：保育の必要性があると認定された子供（認可保育所への入所要件）であって、認可保育所や認定こども園を利用できていない者
- 対象サービス：幼稚園預かり保育、一般にいう認可外保育施設、地方自治体の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育など（地方自治体に対して届出を行った施設、かつ、指導監督基準を満たす施設を対象とする。指導監督基準の適合性については5年間の経過措置を設定）
- 認可外保育施設の無償化上限額：認可保育所における月額保育料の全国平均額
- 実施時期：2019年10月から全面的実施の方向
- ・認可外保育施設の認可施設への移行促進策の強化

③ 大学など高等教育無償化

- ・上民税非課税世帯（年収270万円未満）に対し授業料免除
(私立大学の場合、私立大学の平均授業料と国立大学の授業料の差額の2分の1を加算した額まで無償化)
- ・必要な生活費を給付型奨学金として支給（教科書代、通学費等に加え、自宅外生の場合、食費、住居・光熱費等も貰えるよう支給）
- ・年収300万円未満の世帯については住民税非課税世帯の3分の2、年収300万円～380万円未満の世帯については3分の1を支給
- ・支援対象者：高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、本人の学習意欲を確認

④ 介護職員の待遇改善

⑤ 私立高等学校授業料の実質無償化

⑥ リカレント教育の拡充

- ・専門実践教育訓練給付（7割助成）の対象講座を第4次産業革命スキルなどを対象に拡大
- ・一般教育訓練給付（2割助成）の給付率をITスキルなどを対象に4割へ拡大
- ・情報処理、バイオ、ファインケミカル、エンジニアリング、ロボット分野などにおいて、技術者へのリカレント教育コースを学会等に設置
- ・大手企業の中途採用の拡大

⑦ 大学改革

- ・国立大学・私立大学ともに、各校の役割・機能を明確化
- ・各国立大学、私立大学の連携・統合を促進 等

⑧ 高齢者雇用の拡大

- ・65歳以上への継続雇用年齢の引上げに向けた環境整備（個人差の尊重と成果を重視する評価・報酬体系の構築）
- ・高齢者のトライアル雇用の促進

2 生産性革命の実現と拡大

- ・「Society 5.0」の実現に向けた「フラッグシップ・プロジェクト」の実施
- ・重点分野における「産官協議会」の設置による目指すべき経済社会の絵姿の共有（重点分野とフラッグシップ・プロジェクト）
 - ・人手不足・移動弱者の解消、新サービスの創出により、「生活」「産業」が変わる
 - 無人自動運転による移動サービスの2020年実現や、高速道路でのトラック隊列走行の早ければ2022年商業化
 - 個人の健診・診療・投薬情報を医療機関等で共有できる全国的な保健医療情報ネットワークの2020年度本格稼働
 - ・最新の技術革新により、「経済活動の糧」（エネルギーと金融）が「強み」に変わる。
 - デジタル技術を活用したエネルギー制御、水素利用などの“エネルギー転換・脱炭素化”に向けた技術開発・E S G（環境、社会、ガバナンス）投資推進
 - 業態ごとの金融・商取引関連法制の機能別・横断的な法制への見直し
 - ・行政のあらゆるサービスのデジタルでの完結（アナログ行政から決別）、インフラ管理での民間活力・技術革新の活用により、「行政」「インフラ」が変わる
 - 様々な手続で求められる添付書類の撤廃、押印などの本人確認手法の見直しの実現
 - 港湾、空港、道路、上下水道など様々な分野におけるインフラ管理手法の民間事業者によるオープンイノベーションでの開発
 - ・自動走行を含めた便利な移動・物流サービスやオンライン診療、データ連携やIoT等を活用する中小企業、稼げる農林水産業により、「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる
 - 農林水産業のスマート化（生産と出荷の最適化やコストの最小化）の推進
 - まちづくりと公共交通の連携や新技術・官民データの活用の加速
 - 中小企業の経営改善と連携したIT支援体制の強化

3 働き方改革の推進

- ・働き方改革関連法制（罰則付き時間外労働規制実施、同一労働同一賃金実現、高度プロフェッショナル制度の創設等）の円滑な実施
- ・中小企業・小規模事業者に対する丁寧な対応
- ・高度プロフェッショナル制度における本人同意の撤回手続の明定

4 新たな外国人材の受入れ

- ・中小企業・小規模事業者をはじめとした人手不足の深刻化への対応
- ・一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れるため、就労を目的とした新たな在留資格を創設
- ・出入国管理及び難民認定法を改正し、政府の基本方針を定めるとともに、業種別の受入れ方針を策定
- ・求める技能水準は、受入れ業種ごとに定め、日本語能力水準も、業務上必要な水準を考慮して、受入れ業種ごとに定める
- ・政府の在留管理体制を強化するとともに、受入れ企業又は登録支援機関（業界団体等）による生活ガイダンス、相談対応、日本語習得支援等を実施
- ・在留期間の上限は通算5年とし、家族の帯同は基本的に認めないが、滞在中に高い専門性を有すると認められた者について、在留期間の上限が無く、家族帯同を認める在留資格への移行措置を整備する方向

5 「経済・財政一体改革」の推進

(1) 2019年10月の消費税率引上げと需要変動の平準化

① 消費税率引上げ分の使途変更による教育負担の軽減

・子育て層支援としての幼児教育無償化等を2019年10月に実施し、消費税率引上げによる経済的な悪影響を緩和する方向

② 軽減税率制度の円滑な実施

③ 駆け込み・反動減の平準化策

・事業者による価格設定の在り方の検討
・決済端末の導入やポイント制の促進、商店街対策といった中小企業・小規模事業者対策
・自動車や住宅などの耐久消費財について税率引上げ後の税制等による購入支援を検討

④ 需要変動に対して機動的な対応

・消費税率引上げに伴う需要変動に対して機動的な対応を図る観点から、臨時・特別の措置を2019・2020年度当初予算において講ずる

(2) 新経済・財政再生計画

① 基本的考え方

・「経済再生なくして財政健全化なし」

② 社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」の設定

・団塊世代が75歳に入り始める2022年の前までの2019～2021年度を「基盤強化期間」と位置付ける。

③ 財政健全化目標と毎年度予算編成を結び付けるための仕組み

・基盤強化期間においては、以下の目安に沿った予算編成を行う
-社会保障関係費は、実質的増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針を、経済・物価動向等を踏まえ、2021年度まで継続する
-人口構造の変化等を踏まえ、毎年度の予算編成過程で数値を明示
-非社会保障関係費は、経済・物価動向等を踏まえつつ、安倍内閣のこれまでの歳出改革の取組を継続する
-地方の一般財源の総額は、2018年度と実質的に同水準を確保する

④ 計画実現に向けた今後の取組

・今年末までに改革工程表を改定し、新たな改革工程表を策定
・2020年度に、社会保障改革を中心とした進捗状況をレビューし、骨太方針において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、早期に改革を具体化
・新計画の中間時点（2021年度）において経済・財政一体改革の進捗について評価※を行い、2025年度P B黒字化実現に向け、その後の歳出・歳入改革の取組に反映

※2021年度の中間指標を設定

- ・P B赤字対GDP比：2017年度からの実質的半減値（1.5%程度）
- ・債務残高対GDP比：180%台前半
- ・財政収支赤字対GDP比：3%以下

⑤ 財政健全化目標

・全ての団塊世代が75歳以上になるまでに、財政健全化の道筋を確かなものとする必要
このため、
-2025年度の国・地方を合わせたP B黒字化を目指す
-同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持

まち・ひと・しごと創生基本方針2018について

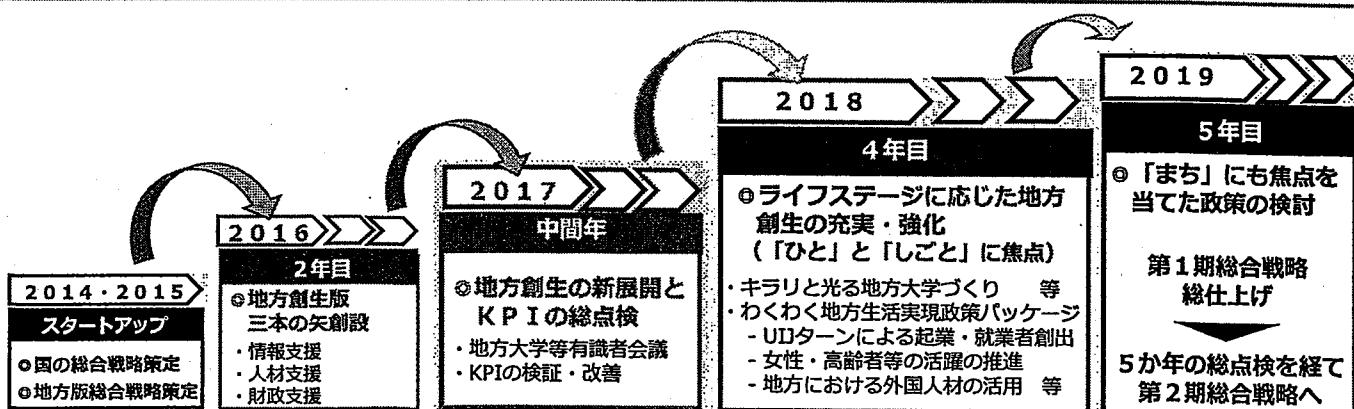
～わくわく地方生活実現政策パッケージ～

平成30年6月

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

ライフステージに応じた地方創生の充実・強化

- 2017年度（総合戦略の中間年）のKPIの総点検を踏まえて、地方・東京圏の転出入均衡という基本目標をはじめとする各基本目標の達成を目指して、ライフステージに応じた地方創生の充実・強化に取り組む。



○各基本目標等の主なKPI（2020年目標）の進捗状況

<基本目標①> 地方に「しごと」をつくる	<基本目標②> 地方への新しい「ひと」の流れをつくる	<基本目標③> 結婚・子育ての希望実現	<基本目標④> 「まち」をつくる
<ul style="list-style-type: none"> ・若者雇用創出数（地方） ：5年間で30万人 ⇒18.4万人創出（2016年度目標） ・女性（25～44歳）の就業率 ：77% 69.5%（2013年） ⇒74.3%（2017年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方・東京圏の転出入均衡 東京圏への年間転入超過10万人（2013年） ⇒12万人（2017年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1子出産前後の女性継続就業率 ：55% 38.0%（2010年） ⇒53.1%（2015年） ・週労働時間60時間以上の雇用者割合 ：5%に低減 8.8%（2013年） ⇒7.7%（2017年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画作成市町村数 ：300都市（150都市から変更） 4都市（2016年9月末） ⇒142都市（2018年3月末） ・「小さな拠点」等の地域運営組織形成数 ：5千団体（3千団体から変更） 1,656団体（2014年） ⇒4,177団体（2017年）

地方創生の基本方針

1. ライフステージに応じた地方創生の充実・強化

- (1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
- ・地域中核企業支援等を通じた地域未来投資の促進
 - ・観光地域づくり・ブランディング等の推進
 - ・近未来技術等の実装

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

- ・キラリと光る地方大学づくり等
- ・地方への企業の本社機能移転の促進
- ・政府関係機関の地方移転

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ・「地域働き方改革会議」における「働き方改革」の実践等

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る
とともに、地域と地域を連携する

- ・エリアマネジメント等によるまちづくりの推進
- ・遊休資産等の活用を通じた「稼ぐ力」の向上
- ・小さな拠点及び地域運営組織の形成

2. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の策定・実行

(1) 若者を中心としたUIJターン対策の抜本的強化

- ・UIJターンによる起業・就業者創出（6年間で6万人）
- ・地域おこし協力隊の拡充（6年後に8千人）
- ・子供の農山漁村体験の充実

(2) 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし
(6年間で24万人)

(3) 地方における外国人材の活用

3. 人生100年時代の視点に立った地方創生

- ・「まなび」の充実・学び直しが新たな可能性を生む
- ・「稼ぐ力」を磨き上げ、経済的自立を目指す

4. 平成32年度以降の次期5か年の「総合戦略」に向けて

- ・第1期の総仕上げを目指すとともに、必要な調査・分析を行い、次期「総合戦略」の策定に取り組む

「地方創生版・三本の矢」 「自助の精神」をもって意欲的に取り組む地方公共団体を強力に支援

情報支援の矢

- ・地域経済分析システム
(RESAS)

人材支援の矢

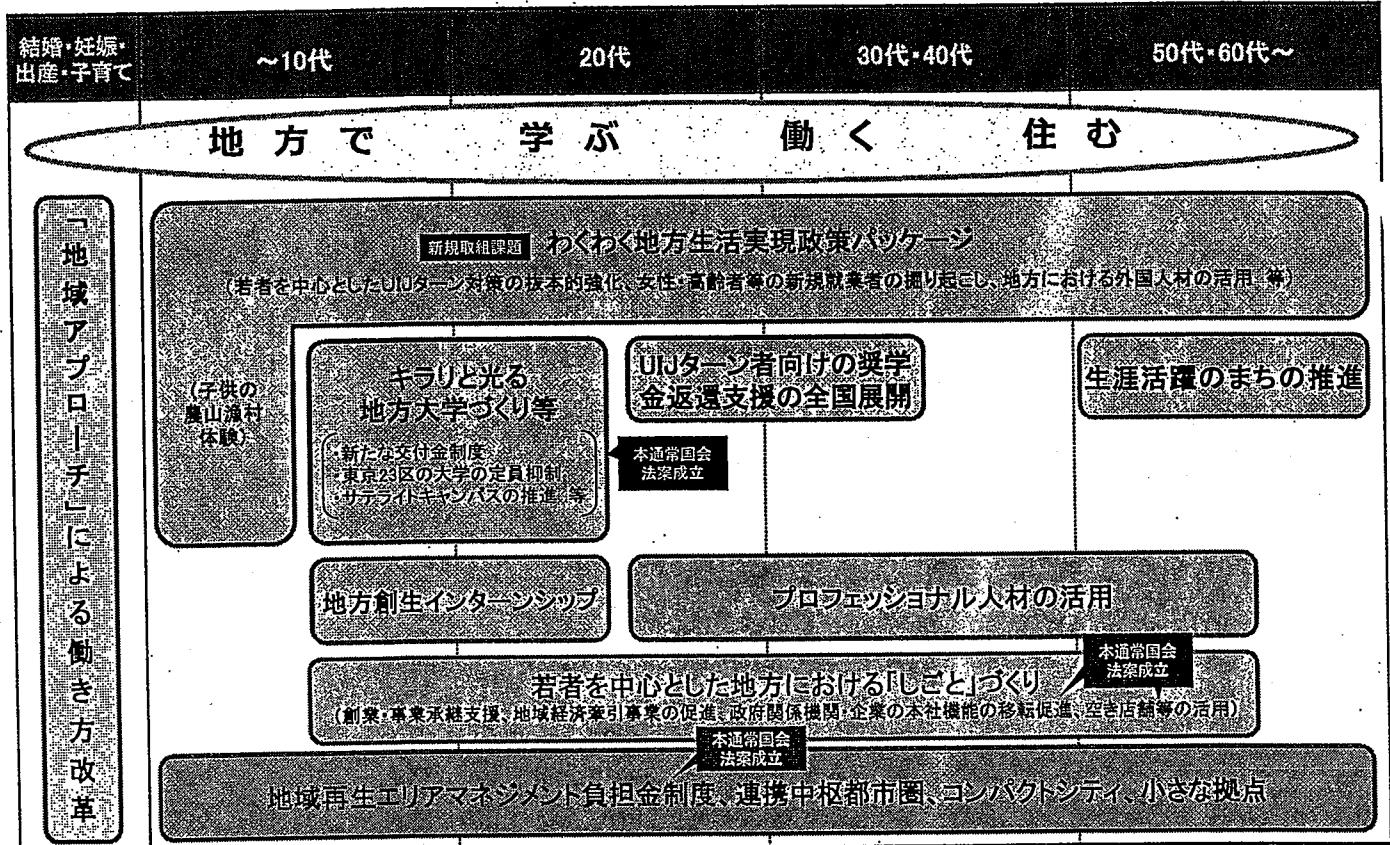
- ・地方創生力レッジ
- ・地方創生人材支援制度

財政支援の矢

- ・地方創生関係交付金
- ・企業版ふるさと納税

ライフステージに応じた政策メニューの充実・強化 イメージ図

(注)各施策が主に対象とする年代の位置に整理



(凡例) ■: 基本目標① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

■: 基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

■: 基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる

■: 基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、
地域と地域を連携する

わくわく地方生活実現政策パッケージ

〈現状〉

- 若者を中心に、地方から東京圏へ毎年10万人を超える転出超過
- 地方の若者は3割減少（15年間で△532万人）
- 15歳以上の就業者は、地方では大幅に減少（15年間で△228万人、東京圏は+160万人）

〈ねらい〉

- 東京一極集中のは止
- 地方の担い手不足への対処
- 「地方で起業したい」、「自然豊かな地方で子育てをしたい」など、移住者等の多様な希望をかなえる

包括的かつ大胆な「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を策定・実行する

1. UIJターンによる起業・就業者創出（6年間で6万人）

・全国規模のマッチングを支援するとともに、東京圏から地方への移住者の経済負担を軽減

2. 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし（6年間で24万人）

・全国規模のマッチングを支援するとともに、新規に就業する女性・高齢者等に対して必要な支援

3. 地方における外国人材の活用

・在外の親日外国人材を、地方公共団体のニーズ（地方創生業務）とマッチングさせる仕組みの構築
・国人留学修了者が円滑に就労しやすくなるための、在留資格の変更手続きの簡素化等

4. 地域おこし協力隊の拡充（6年後に8千人）

5. 子供の農山漁村体験の充実

6. 企業版ふるさと納税の活用促進

7. 国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信

1. UIJターンによる起業・就業者創出（6年間で6万人）

移住支援策の抜本的拡充（厚労省、中企庁、国交省と連携）

- 東京圏（一定の要件を満たす地域）から東京圏以外の地域へのUIJターンによる起業・就業（事業承継を含む。）の促進及び人手不足に直面する地域の中小企業等の人材の確保を図る。
 - ・支援対象：UIJターンによる、東京圏以外の地域での起業（金融機関の評価も活用）又は中小企業等への就業
 - ・移住に伴うUIJターン者の経済負担等の軽減や、採用活動に伴う中小企業等の費用負担の軽減のため、地方創生推進交付金や雇用関係助成金を活用した必要な支援を検討
- 起業については、中企庁との連携の下、各種金融機関からの資金融通等と組み合わせて支援。
- 住まいの確保については、国交省との連携の下、地方公共団体や金融機関等と協力して支援。

〔施策イメージ〕

地方

①UIJターン



②地方で起業・就業



③支援

地方創生推進交付金

・移住に伴う経済負担等の軽減

雇用関係助成金

（厚労省と連携）

・採用活動経費の負担軽減

有利な資金融通等

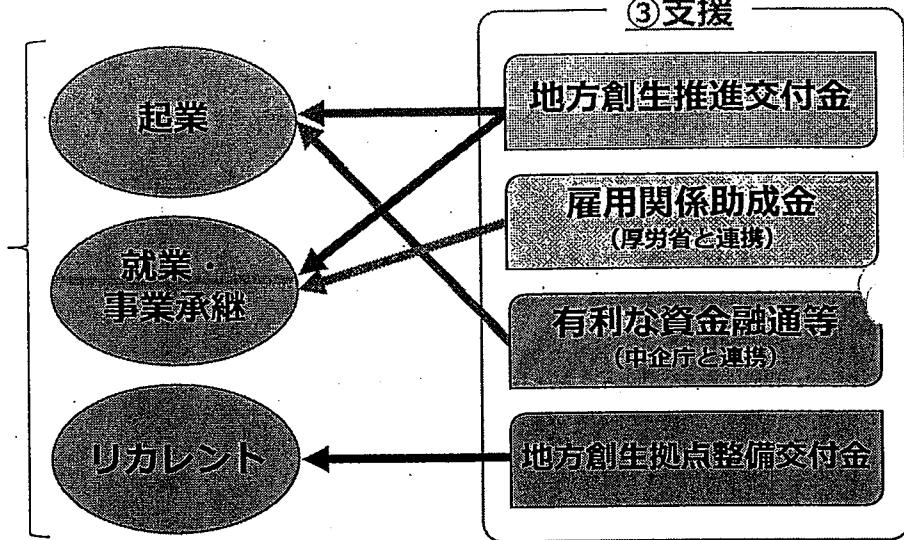
（中企庁・国交省と連携）

2. 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし（6年間で24万人）

新規就業支援策の抜本的拡充（厚労省、中企庁と連携）

- 現在職についていない女性・高齢者等の起業・就業（事業承継を含む。）の促進及び人手不足に直面する地域の中小企業等の人材の確保を図る。
 - ・支援対象：現在職についていない地方在住者の起業（金融機関の評価も活用）又は中小企業等への新規就業（地方創生推進交付金や雇用関係助成金を活用した必要な支援を検討）
- 起業については、中企庁との連携の下、各種金融機関からの資金融通等と組み合わせて支援。
- 仕事体験会、地域企業が求める人材像を学べるセミナー等、未就業者の就業意欲を喚起する取組を支援。
- 生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金を活用し、リカレント研修施設等の整備・改修を支援。

〔施策イメージ〕



6

1. UIJターンによる起業・就業者創出

2. 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし

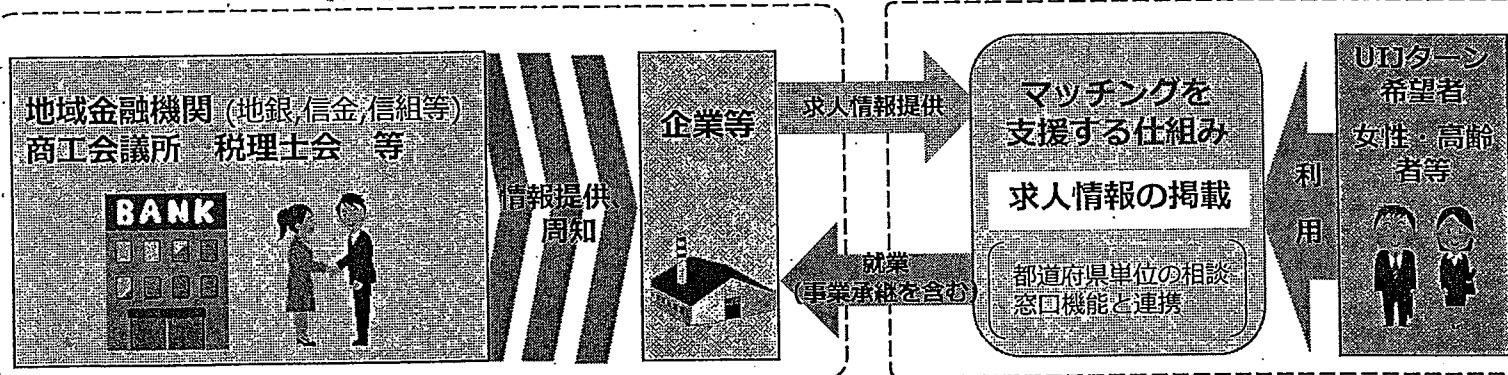
全国規模のマッチングを支援する仕組み（地方公共団体と連携）

- 地方公共団体による、統一性・一貫性のある情報の提供を通じた全国規模のマッチングを支援。
- 仕組みの運用にあたっては都道府県単位の相談窓口機能と連携（既存窓口も可）。
- 各地域金融機関や商工会議所、税理士会等公益性のある団体とも連携し、求人情報については人企業の情報に加え、地方の中小企業等の情報（地域おこし協力隊の情報も含む。）についても幅広く掲載。また、ハローワークとも連携。
- 1の移住支援策及び2の新規就業支援策の抜本的拡充と併せて、本仕組みを活用。

〔施策イメージ〕

（各都道府県）

（全国規模）



※ 「企業等」には、株式会社の他、介護事業を展開する社会福祉法人等も含む。

7

3. 地方における外国人材の活用

外国人材による地方創生支援制度の創設

(外務省、法務省と連携)

- インバウンドや地元産品輸出拡大の活発化、在留外国人の更なる増加に伴う多文化共生等の充実等により、地方公共団体においては、外国人材の活用ニーズが高まることが見込まれる。
このため、新たに以下の2つの施策を講ずることにより、地方における外国人材の活用を図る。

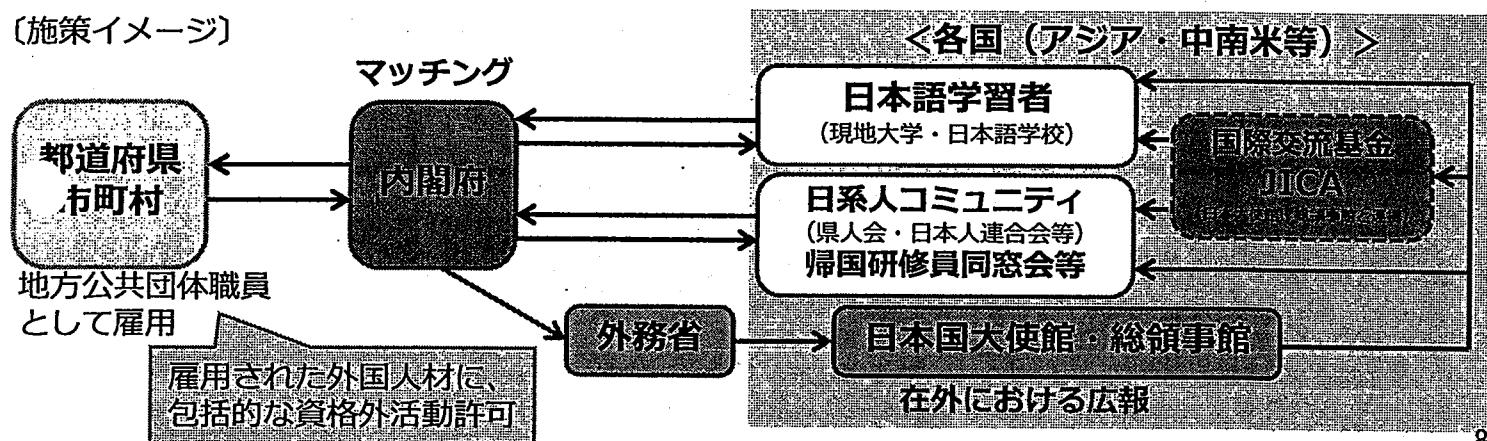
1 在外の親日外国人材を掘り起こしマッチングする仕組みの構築

アジア・中南米をはじめとした在外の親日外国人材を掘り起こし、地方公共団体のニーズ（地方創生業務）にマッチングさせるための仕組みを構築（内政と外政の橋渡し）。

2 外国人材が幅広い活動に従事できる「包括的な資格外活動許可」の付与

地方公共団体等における外国人材が幅広い活動に従事することが可能となる包括的な資格外活動許可を新たに付与。

〔施策イメージ〕



8

3. 地方における外国人材の活用

外国人留学修了者の専門人材としての積極活用

1 在留資格（高度専門職）の要件緩和（法務省、文科省と連携）

- 高度専門職の在留資格を得るために高度人材に出入国管理上の優遇措置を講じる高度人材ポイント制において、「法務大臣が告示で定める大学」（特別加算（加算点：10点）の大学）の対象大学を拡大。

高度専門職※1 (7,668人)	・ 高度学術研究活動、高度専門・技術活動、高度経営・管理活動	} 配偶者の就労、一定の条件の下での親の帯同が特例措置で認められる
技術・人文知識・国際業務 (189,273人)	・ 本邦の公私機関との契約に基づいて行う理学、工学等の自然科学分野、法律学、経済学等、人文科学分野に属する技術・知識を要する業務等	

※1高度人材ポイント制において、ポイントの合計が70点に達した場合に該当する。

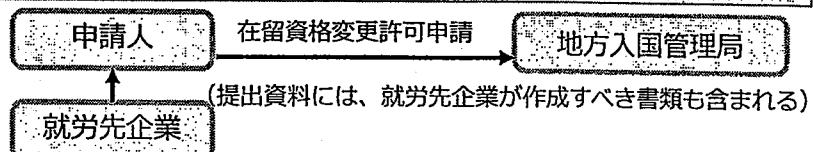
※2資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

2 就労時の在留資格変更手続きの簡素化（法務省、経産省・中企庁と連携）

- 外国人留学修了者が就労する際の在留資格変更申請手続きについて、中小企業についても、一定基準を満たす場合に、大企業と同じ提出資料となるよう簡素化。

提出資料の一部免除は、大企業等※のみに適用

※上場企業、国・地方公共団体、独立行政法人、源泉徴収税額が1,500万円以上ある団体・個人等



外国人留学生の大学入学資格の緩和

初中教育が12年未満の国・地域からの留学生の受け入れ（文科省と連携）

- 学校教育における11年以上の課程を有し、修了時に大学相当の学校への入学が認められる外国の課程について確認を行い、我が国でも大学入学資格を認めるよう検討を進め、速やかに成案を得る。

9

4. 地域おこし協力隊の拡充（6年後に8千人）

現状

○2017年度の地域おこし協力隊員数は約5千人。2013年度比で約5倍に増加。

○隊員の約6割は任期終了後も定住。同一市町村内に定住した隊員の約3割は自ら起業。



今後の方向性 (総務省と連携)

1. 隊員数の拡充

シニア層や在住外国人、青年海外協力隊経験者、「ふるさとワーキングホリデー」参加者等、応募者の幅野を拡大する。また、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」を創出し、将来的な隊員のなり手の確保を図る。

2. 事業承継の支援

隊員の起業に向けた金融面での支援を検討するなど、起業支援を更に充実させるとともに、事業引継ぎ支援センターと連携し、事業者と隊員をマッチングするモデル事業に取り組むなど、事業承継を支援し、任期終了後の定住・定着を一層推進する。

3. 「おためし地域おこし協力隊(仮称)」の創設

地域おこし協力隊として活動する前に、一定の期間、地域協力活動を体験し、受入地域とのマッチングを図る。

4. 隊員OB・OGのネットワーク化

今後増える地域おこし協力隊員OB・OGをネットワーク化することにより、隊員の受け入れ・サポート体制の充実を図る。

5. 更なる拡充に向けた方向性の取りまとめ

制度創設から10年目を迎えることから、地方公共団体から課題等を聞き取るほか、有識者等による検討を行い、地域おこし協力隊の更なる拡充に向けた方向性を年内に取りまとめる。

10

5. 子供の農山漁村体験の充実

現状

○ 農山漁村体験には小・中学生各々30万人超、高校生10万人超が取り組んでいるが、都市部の児童生徒に将来のU/I/Jターンの基礎を形成するとともに、地方の児童生徒に足元の地方の魅力の再発見を促すことが期待できるため、一層の推進が必要である。

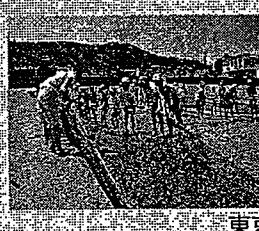
○ 生きる力の醸成等の教育効果を得るために、おおむね1週間程度の体験が望ましいとされるが、現状ではほとんどが1泊2日または2泊3日の短期間の体験にとどまっている。

今後の方向性 (総務省、文科省、農水省、環境省と連携)

○ 年内を目途に、小学校、中学校、高等学校における農山漁村体験の数値目標を設定。

○ 先駆的な長期（4泊5日等）の取組や中学校の取組等について、支援の拡充を検討。

○ 新たに子供農山漁村体験に取り組もうとする学校等が必要とする受入側の情報やサポート可能な教職員OB・OG等の情報を盛り込んだコーディネートシステムを構築。



東京都武蔵野市の取組の様子



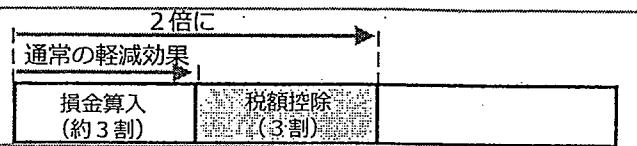
北海道長沼町での受入れの様子



6. 企業版ふるさと納税の活用促進

現行制度

- 志のある企業が地方創生を応援する税制。
- ⇒地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について、税額控除の優遇措置。



優良事例

[コンパクトシティの推進加速化と地域資源エネルギー調査（北海道夕張市）] (H28～H31)
主要幹線の中心にある地区に児童館、図書館等の多機能を備えた複合型拠点施設の整備等を実施。

- 寄附者：(株)二トリホールディングス（4年間で計5億円を寄附予定）



[遊泉寺銅山跡活用プロジェクト（石川県小松市）] (H29～H31)

交流人口の拡大を目指すため、市内の産業遺産周辺の整備等を行う民間団体に対して経費を助成。遊泉寺銅山跡の「真吹炉」

- 寄附者：(株)小松製作所（3年間で計9,300万円を寄附予定）



[たまの版地方創生人財育成プロジェクト（岡山県玉野市）] (H29～H31)

地域の産業人材を育成するため、市立玉野商業高等学校において工業系学科の新設等を実施。

- 代表的な寄附者：三井造船(株) (H29に6,500万円を寄附)

三井造船跡施設での授業

企業が創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体に寄附することにより、観光振興、移住・定住や人材育成・確保等の事業を促進する優れた事例が出てきている。

今後の方向性 (総務省、財務省、経産省と連携)

- 取組を拡大していくため、制度の概要や事例を紹介する動画や優良事例集を作成し、地方公共団体や企業に周知するなど、積極的なPR活動を行う。
- 地方公共団体や企業に対してニーズ等に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、必要な措置を講じること等により、一層の活用促進を図る。

12

7. 国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信

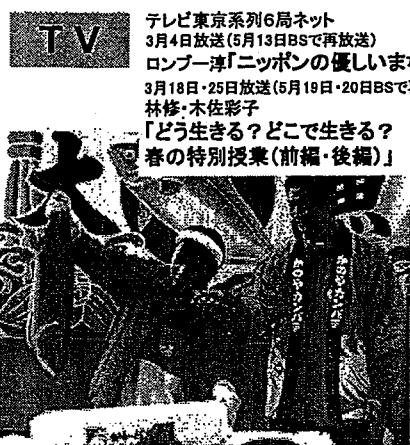
今後の方向性

- 地方での豊かな暮らしや夢の実現等についての国民的な気運の醸成を図るために、地方で暮らすことや地方との関わりを持つことの魅力などについて、効果的・戦略的な情報発信を展開。

様々な地方創生の好事例の情報を発信し、横展開を促進。

◆若い人たちが「地方暮らし」を考えるきっかけ作り

＜実際に地方に移住して活躍している人の事例を紹介＞



全国47タウン誌 3月発売号
「どう生きる?
どこで生きる?」

タウン誌



◆東京に来た人たちを中心に 「地方」「地元」を印象付ける

＜地元に残った親しい人たちが東京に来た人を応援＞

交通広告

JR山手線
東京メトロ銀座線・丸ノ内線



13

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の開催について

〔平成30年7月24日
閣議口頭了解〕

- 1 一定の専門性・技能を有する新たな外国人材の受入れ及び我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官
法務大臣
構成員 経済再生担当大臣
まち・ひと・しごと創生担当大臣
内閣府特命担当大臣（金融）
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
内閣府特命担当大臣（少子化対策）
内閣府特命担当大臣（防災）
内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略）
内閣府特命担当大臣（地方創生）
国家公安委員会委員長
総務大臣
外務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣

- 3 会議の下に、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定した官職にある者とする。
- 4 会議及び幹事会の庶務は、内閣官房及び法務省において処理する。

外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について

平成 30 年 7 月 24 日
閣 議 決 定

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定。以下「骨太方針 2018」という。）を踏まえ、法務省において外国人の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととし、同省において本業務に取り組むに当たり、内閣法（昭和 22 年法律第 5 号）第 12 条第 2 項第 2 号に規定する基本的な方針として本基本方針を定める。

1. 基本的な方針

我が国に在留する外国人は、近年、専門的・技術的分野の外国人材のほか、技能実習生や留学生を含め、増加を続けており、平成 29 年末には過去最多の約 256 万人となった。国内で働く外国人も急増しており、平成 29 年には約 128 万人と過去 5 年間で約 2 倍となっている。

このような中で、中小・小規模事業者をはじめとした人手不足の深刻化を踏まえ、骨太方針 2018 において、生産性向上や国内人材確保の取組を強力に推進しつつ、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とする新たな在留資格を創設することとし、外国人材の受入れを更に進めていくこととなつた。

今後も我が国に在留する外国人が増加していくと考えられる中で、日本で働き、学び、生活する外国人の受入れ環境を整備することによって、外国人の人権が護られ、外国人が日本社会の一員として円滑に生活できるようにしていく必要がある。

このため、多言語での生活相談の対応、日本語教育の充実をはじめとする外国人の受入れ環境の整備に係る様々な分野における取組を政府全体として強化し、進める必要がある。

出入国の管理、本邦における外国人の在留、人権の擁護等を所掌する法務省が、外国人の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととし、その司令塔的機能の下、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとする。

2. 1. に基づき行う事務の内容と関係府省

1. の基本的な方針に基づき、関係府省においては、以下のとおり事務を分担し、相互に緊密な連携を取りつつ、一体的かつ効率的に外国人の受入れ環境の整備に取り組むものとする。

- (1) 法務省は、内閣官房とともに、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議¹を開催するなど、法務省設置法（平成 11 年法律第 93 号）第 4 条第 2 項に基づき外国人の受入れ環境の整備に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整（以下「総合調整等」という。）を行うとともに、外国人の受入れ環境の整備に関して所掌する事務に当たることとする。
- (2) 総務省は、(1) の総合調整等に係る事務の実施に際し、地方公共団体における多文化共生の取組の促進に関する情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うとともに、外国人の受入れ環境の整備に関して所掌する事務に当たることとする。
- (3) 外務省は、(1) の総合調整等に係る事務の実施に際し、海外における日本語教育の充実等に関する情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うとともに、外国人の受入れ環境の整備に関して所掌する事務に当たることとする。
- (4) 文部科学省は、(1) の総合調整等に係る事務の実施に際し、国内における日本語教育の充実、外国人の子供の教育等に関する情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うとともに、外国人の受入れ環境の整備に関して所掌する事務に当たることとする。
- (5) 厚生労働省は、(1) の総合調整等に係る事務の実施に際し、外国人への医療・保健・福祉サービスの提供、労働環境の改善、社会保険の加入促進等に関する情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うとともに、外国人の受入れ環境の整備に関して所掌する事務に当たることとする。
- (6) その他の関係府省は、(1) の総合調整等に係る事務の実施に際し、情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うとともに、外国人の受入れ環境の整備に関して所掌する事務に当たることとする。

¹ 「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の開催について」（平成 30 年 7 月 24 日閣議口頭了解）

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性) 概要

参考資料4－3

平成30年7月24日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

- 我が国に在留する外国人は近年増加(約256万人)、国内で働く外国人も急増(約128万人)。
- 中小企業等の人手不足の深刻化を踏まえ、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材に関して、就労を目的とする新たな在留資格を創設。
- 外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備が必要
- 検討の方向性について中間的に整理。今後、至内の取りまとめに向け、関係者からの意見を聞きながら、取組の拡充・具体化を検討。

多文化共生社会の実現に向けた啓発活動

- (1) 国民及び外国人の声を聞く仕組みづくり
- (2) 啓発活動等の実施

生活者としての外国人に対する支援

- (1) 円滑なコミュニケーションの実現。
 - ① 日本語教育の充実等
 - 外国人に学習機会が行き渡ることを目指した全国各地の取組の支援
 - 日本語教室の空白地域の解消、ICT教材の開発・提供
 - 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備
 - 日本語教育機関の教育の質に関する評価等の枠組みの検討
 - ② 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
 - 生活・就労に関する情報提供・相談を行う一元的窓口の設置の検討
 - 「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成
 - 民間事業者(医療・住宅・銀行等)が提供する商品・サービス等の多言語対応の支援、消費者トラブルの相談体制の充実
- (2) 葉らしい地域社会づくり
 - ① 地域における多文化共生の取組の促進・支援
 - 多文化共生や教育・災害対応等の分野における外国人の活躍の促進
 - 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築
 - ② 医療・保健・福祉サービスの提供
 - 外国人を受入れ可能な基幹的医療機関の体制整備と地域における幅広大公堂住宅・民間賃貸住宅等への入居支援
 - ③ 防災対策等の充実
 - 「災害時外国人支援情報コーディネーター」の養成
 - ④ 防犯・交通安全対策の充実
 - ⑤ 子供の教育の充実

新たな在留管理制度の構築

- きめ細かく、機能的な在留管理等を実施するため、法務省の体制を充実・強化
- (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
 - 受入企業等が外国人を代行できる在留資格手続のオンライン申請の開始
 - 申請手続の更なる負担軽減を図るための制度の在り方の検討
- (2) 在留管理基盤の強化
 - 法務省・厚労省の情報共による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
 - 業種・職種・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築
- (3) 不法滞在者等への対策強化
 - 地方入国管理局と警察等関係機関との協力関係の強化

就学の促進

- ① 適正な労働条件と雇用管理の確保・労働安全衛生の確保
 - 労働基準監督署による労働関係法令遵守の周知、法令違反への厳正な対処
- ② 就学の促進
- (4) 労働環境の改善、社会保険の加入促進等
 - 労働基準監督署による労働関係法令遵守の周知、法令違反への厳正な対処

※「○」は新規又は拡充を検討

- ハローワークによる適正な雇用管理のための事業主に対する相談・指導
- ② 雇用の安定
 - 多言語による相談体制の整備、日本語能力に配慮した職業訓練の実施
- ③ 社会保険の加入促進等
 - 関係行政機関の連携等による加入促進、医療保険の不適切使用の防止

外国人材の円滑な受入れの促進・向こうた取組

- (1) 新たな外国人材の受入れ制度の実施に向けた取組
 - ① 受入れ企業又は登録支援機関が行う支援の具体化
 - 生活ガイダンス、住宅確保、日本語習得、相談・苦情対応等を行う仕組みの創設、業界の実態に応じた取組の実施(受入企業等に対する巡回指導等)
 - ② 保証金・違約金を徴収するなど悪質な仲介事業者等の排除
 - ③ 新たな外国人材の円滑な受入れの促進
 - 技能水準を評価・確認する試験制度の整備、送出国における試験の適正実施
 - 外国人材の学習支援と受験の促進(テキストの作成・翻訳、教育プログラム策定等)
 - ④ 在外公館等を通じた新たな受入れ制度の周知・広報
- (2) 海外における日本語教育の充実
 - 生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストの改訂
 - 日本語教育を効果的に行えるカリキュラムと教材の開発
 - 日本語教育の専門家派遣の拡大等による現地教師の育成・拡大
 - 各国の教育機関の活動支援の拡充(日本語教師の給与助成など)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会設置要綱

平成30年8月31日
法務大臣決定

1 名称

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会

2 目的

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会（以下「検討会」という。）は、国民及び外国人双方の視点に配慮しつつ、共生施策の企画及び立案に資する意見聴取等を実施し、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策を検討することを目的とする。

3 検討会の構成

- (1) 検討会の議長は、法務省大臣官房政策立案総括審議官とする。
- (2) 検討会は、関係行政機関の職員で、法務大臣が指名した官職にある者のか、有識者をもって構成する。
- (3) 検討会の構成員となる有識者は、法務大臣が指名する。
- (4) 検討会の構成員の有識者の任期については、法務大臣が別途定める。
- (5) 検討会に副議長を置く。副議長は、構成員の中から法務大臣が指名する。
- (6) 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

4 検討会の庶務は、大臣官房秘書課外国人施策推進室において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会構成員

議長 法務省大臣官房政策立案総括審議官

副議長 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
法務省大臣官房審議官（入国管理局担当）

構成員
(関係省庁) 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
内閣官房日本経済再生総合事務局参事官
内閣官房健康・医療戦略室参事官
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）
内閣府規制改革推進室参事官
内閣府地方創生推進事務局参事官
内閣府知的財産戦略推進事務局参事官
内閣府子ども・子育て本部参事官（総括担当）
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長
金融庁監督局銀行第一課長
消費者庁消費者政策課長
総務省自治行政局地域政策課国際室長
法務省大臣官房秘書課外国人施策推進室長
法務省入国管理局参事官
外務省領事局外国人課長
国税庁課税部個人課税課長
文部科学省大臣官房国際課長
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長
厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付参事官（社会保障担当）
農林水産省経営局就農・女性課長
経済産業省経済産業政策局産業人材政策室長
国土交通省総合政策局政策課長
環境省環境再生・資源循環局総務課長

(有識者) 青山伸悦 日本商工会議所理事・事務局長
市川正司 弁護士
井上 隆 日本経済団体連合会常務理事
岡部みどり 上智大学法学部教授
佐原光一 豊橋市長
高橋 進 日本総合研究所チアマン・エメリタス（名誉理事長）
村上陽子 日本労働組合総連合会総合労働局長

（敬称略）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」 最終取りまとめスケジュール (イメージ)

平成30年

7月24日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

「外国人材の受入れ・共生に関する総合的対応策」
(検討の方向性)了承

9月13日 第1回 総合的対応策検討会

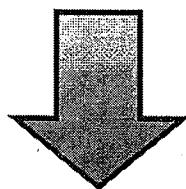
9月下旬 第2回 総合的対応策検討会

10月中 第3回 総合的対応策検討会

11月中 第4回 総合的対応策検討会

12月中 第5回 総合的対応策検討会

「外国人材の受入れ・共生に関する総合的対応策」
(案)の最終取りまとめ



12月中 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議
「外国人材の受入れ・共生に関する総合的対応策」
の了承

外国人材の受入れ・共生のための 総合的対応策に係る取組の 現状・課題・対応策

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

2 多文化共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動 (1)国民及び外国人の声を聞く仕組みづくり

項目	現状	問題	対応策
国民及び外国人の声を聞く仕組みづくり	法務省において、企業や外国人を支援している団体等から意見を幅広く聴取し、多文化共生施策の企画立案に適切に反映させる仕組みを構築することとしている。	今後、国民及び外国人の意見を幅広く聴取し、共生施策の企画立案に適切に反映させる仕組みを構築する必要がある。	法務省において、「国民の声」を聞く会議を設置し、国民及び外国人双方から共生施策の企画立案に資する意見を継続的に聴取するほか、各地方入出国管理局が開催している「出入国管理行政懇談会」等において、地方公共団体、企業、外国人を支援している団体等から広く意見を聴取する。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

2 多文化共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動 (2)啓発活動等の実施

項目	現状	課題	対応策
	外国人材の受入れの拡大に伴い、言語・宗教・慣習等の相違から、外国人をめぐる様々な人権問題が発生、増加することが予想される。	国際化時代にふさわしい人権意識を育てるこことを目指して、講演会等の開催や啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施しているが、外国人の人権状況を改善するため、より一層、施策を推進していく必要がある。 外国人が人権侵害の被害に遭った場合、法務省の人権擁護機関における人権相談や調査救済手続が活用できることを外国人に広く周知する必要がある。	今後も地方公共団体等と連携した啓発活動等を通じて、誰もが互いの人権を大切にし、支え合う共生社会の実現を図る。法務省の人権擁護機関における人権相談や調査救済手続について、引き続き、外国人が多く利用するコミュニティサイト等の媒体に広告を多言語展開するなど、外国人が安心して利用できるよう窓口や制度に係る更なる周知を図る。
啓発活動等の実施	外務省と国際移住機関等との共催により「外国人受入れと社会統合に関する国際ワークショップ」を開催し、海外有識者による海外先進事例の紹介や地方公共団体等国内関係者によるパネルディスカッションを通じて、国民の意識啓発を図っている。	日本に滞在する外国人は、文化・言語・就労・教育等様々な課題に直面しており、外国人が日本社会から孤立することは、困窮・不就学等の要因となり、ひいては社会不安や二国間関係の悪化の原因となり得ることから、外国人を受け入れている地方公共団体や企業・地域コミュニティ等の意識向上を図ることが重要である。	今後、地方における外国人の社会統合の必要性が益々増加していくことが予想されることから、地方公共団体関係者等との協力を強化する。 また、地方公共団体や企業等の意識向上のため、外国人の受入れに先進的に取り組んできた国の有識者から先進事例の紹介を受けることで、外国人の受入れ施策を講じるための知見を得る機会とする。

2

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

3 生活者としての外国人に対する支援 (1)円滑なコミュニケーションの実現

項目	現状	課題	対応策
	NPO・国際交流協会等を対象とした地域日本語教育実践プログラムを推進している。 地域日本語教育コーディネーターを対象とした研修を実施している。	一部の外国人が社会から孤立し、地域で十分に力を発揮できていない。外国人の円滑な社会生活が促進されるよう、日本での生活に必要な日本語を習得できるような施設の充実が必要。地方公共団体や関係機関等と有機的に連携しつつ日本語教育環境を強化するための総合的な体制が整備されていない。	地域における日本語教育の拠点が各地に整備されることを目的に、NPO等を対象とした地域日本語教育実践プログラムを引き続き推進する。 地域の日本語教育体制の強化に向けた取組を推進する。
①日本語教育の充実、日本語教育機関の適正な管理及び質の向上	日本語教室が開設されていない地域(以下「空白地域(1,209/1,896市区町村(H28.11.1現在))」)に対する地域日本語教育スタートアッププログラムを実施している。 日本語教室がない地方公共団体に設置を促す「空白地域解消推進協議会」の開催や、空白地域に住む外国人に対する日本語学習教材(以下「ICT教材」)の開発・提供を行っている。	空白地域に住む外国人は増加(現在約55万人)しており、これら外国人に対する日本語教育環境の整備が不十分である。	空白地域の解消に向けた支援、ICT教材の開発・提供を引き続き行う。 地域の日本語教育体制の強化に向けた取組を推進する。
	日本語教師の養成カリキュラム及び日本語教育人材の研修カリキュラムの開発・実施を行っている。	外国人は増加している一方で日本語教育人材の数は増えでおらず、その約6割がボランティアである。 日本語教師現職者研修については内容が確立されておらず、機会も限られている。日本語教師のスキルを証明する仕組みがない。	日本語教師の養成カリキュラム及び日本語教育人材の研修カリキュラムについて、支援事業対象を拡大し、更なる普及を図る。 日本語教師のスキルを証明する新たな資格を整備すること等について、平成30年度中に検討に着手し、平成31年度中に結論を得る予定としている。
	教育の質は、日本語教育機関開設時に、文科省及び文化庁において実施される有識者によるヒアリングを元に検証している。 変更が生じた場合にも文科省等の意見を基に適合性を判断している。	日本語教育機関を包括的に管理する行政機関がないため、教育の質を客観的に評価する仕組みや指標がなく、適切な水準が維持されているか否かについて検証が困難である。	日本語教育機関の教育の質に関する評価等の枠組みを検討する。

3

外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

③ 生活者としての外国人に対する支援 (1)円滑なコミュニケーションの実現

項目	現状	課題	対応策	
②行政・生活情報 の多言語化・相談 体制の整備	浜松市、さいたま市、新宿区においてワンストップ型の相談センターを開設・運用している。	行政手続や生活相談について、在留外国人のニーズを把握し、よりきめ細やかな対応を図ることが必要。	地方公共団体等から意見を聞くことによりニーズを把握した上、既存の相談センターの運用の在り方や地方公共団体等が開設している類似の相談窓口との協働や連携等について検討する。	
	一部の省庁において所掌事務を中心とした外国人向けガイドブックを作成し、HPに掲載している。また、一部の地方公共団体において生活情報ガイドブックを作成している。	安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報(在留手続・労働法令・社会保険・防犯・交通安全等)については、外国人の多様化に対応し、多言語で情報を提供する必要がある。また、外国人が必要とする情報に十分アクセスできているとはいえない。	既存のガイドブックの活用について検討するとともに、「生活・就労ガイドブック(仮)」を政府横断的に作成し、外国人が必要な情報に容易にアクセスできるよう周知を図る。 また、入国前の外国人に提供することが望ましい情報は、在外公館等を通じて周知を図る。	
	《医療》 医療通訳の配置支援、院内案内図の多言語化等受入体制の整備を進めている。	外国人の増加に伴う言語、文化、慣習の相違に起因する課題が発生している。	《共通》 民間事業者(医療・住宅・銀行等)が提供する商品・サービス等の多言語対応の支援、消費者トラブルの相談体制の充実を図る。	
	《各種商品・サービス》 「多言語商品情報データベース」を構築し、スマートフォンアプリ「Mupli」をリリースした。	提供企業及び連携企業の数が少ない。アプリについて外国人に十分に認知されていない。	《医療》 対策協議会の設置、マニュアル作成、電話医療通訳の利用促進等を通じて医療機関の整備を進める。 医療機関における未収金発生防止のため、事業所における民間保険の加入を推奨する。	
	《消費者トラブル》 訪日外国人の増大に伴い、消費者トラブルの増大が予見されるが、短期滞在者を含め、外国人の消費生活相談の対応が可能な消費者センターが少ない。	消費者被害防止のための多言語に対応した情報提供や多言語での消費生活相談窓口の整備が不十分である。	《各種商品・サービス》 製・配・販連携協議会や多言語対応協議会を通じた普及啓発や利用支援を進める。	
	《銀行口座開設》 各銀行においてコミュニケーションボードや翻訳アプリの活用等により対応している。	外国人の銀行口座開設につき、銀行間で対応のばらつきがある。	《消費者トラブル》 地域における消費生活相談に係る体制の充実を図る。	
			《銀行口座開設》 実態把握を進め、金融機関に対して利便性向上のための対応を促す。	

外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

③ 生活者としての外国人に対する支援 (2)暮らしやすい地域社会作り

項目	現状	課題	対応策
①地域における多文化共生の取組の促進・支援	地方創生に取り組む中で、インバウンド等により外国人材を要望する地方公共団体が増加している一方で、在外には、日本語学習者等の親日外国人材が多数存在している。	地方公共団体における外国人材のニーズが一層高まることが想定される中、在外の親日外国人材を積極的に掘り起こし、受け入れを進めていく必要がある。	在外公館等における親日外国人の掘り起こしを図るための広報を行う。また、地方公共団体と外国人材とのマッチングさせるための仕組みを構築し、地方公共団体における幅広い活動に従事できる包括的な資格外活動許可を新たに付与することにより、多文化共生や教育・災害対応等の分野における外国人材の活躍を推進する。
②医療・保健・福祉サービスの提供	受け入れた外国人が「安心して我が国での生活を開始できるようにするためには、外国人の支援を適正に行う手の協力が欠かせない。	外国人の支援に携わる機関・個人が支援を効果的に行うためのノウハウや情報を得る機会が十分に設けられているとはいえない。	関係省庁、地方公共団体及びNPO法人等が連携し、支援を担う機関・個人に対して、継続的な情報提供を行なうなどの効果的措置等を検討する。また、外国人支援者同士が連携して効率的・効果的に外国人に対する支援を行えるよう、支援者のネットワークを構築する。
③公営住宅・民間賃貸住宅等への入居支援	医療通訳の配置支援、院内案内図の多言語化等受入体制の整備を進めている。	外国人の増加に伴う言語、文化、慣習の相違に起因する課題が発生している。	対策協議会の設置、マニュアル作成、電話医療通訳の利用促進等を通じて医療機関の整備を進める。 医療機関における未収金発生防止のため、事業所における民間保険の加入を推奨する。
	賃貸人・仲介業者向け実務対応マニュアルや賃貸借契約書の外国語版のHP掲載等による普及促進、外国人を含む住宅確保要配慮者向け住宅の改修や人居者負担の軽減等への支援、居住支援協議会等の活動費用に対する財政上の支援を実施している。	外国人の居住の安定確保を図るために、取組を継続する必要がある。	賃貸人及び仲介業者向け実務対応マニュアルや、賃貸借契約書の標準書式(外国語版)の普及、外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録、住宅情報提供や居住支援等を促進する。
	永住することができる資格を有する者については、公営住宅への入居資格を認めるものとし、その他の外国人についても、中長期在留者については、可能な限り地域住民と同様の入居申込資格を認めるよう地方公共団体に対して要請している。また、UR都市機構においては、永住者、外交、公用、特別永住者、中長期在留者について、入居資格を認めている。	外国人の居住の安定確保を図るために、取組を継続する必要がある。	公営住宅及び都市再生機構賃貸住宅に関して、在留資格を持つ外国人の入居について、日本人と同様の入居を認めるよう、取組を引き続き推進する。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

3 生活者としての外国人に対する支援

(2)暮らしやすい地域社会作り

項目	現状	課題	対応策
④防災対策等の充実	地方公共団体における「災害時外国人支援情報コーディネーター」の養成を促進することを目的として、平成30年度から研修を予定している。	地域において、外国人被災者への情報伝達を支援する体制が必要である。	平成32年までに、都道府県及び政令指定都市において「災害時外国人コーディネーター」の配置をするため、養成研修を実施する。
⑤防犯・交通安全対策の充実	各都道府県の実情に応じ、民間通訳人を同行した巡回連絡、防犯講習、夜間合同パトロール等、各種活動を実施し、防犯対策の充実を図っている。 在留外国人を対象に地域の実態に即した交通安全教育や広報啓発資料を作成している。また、複数の外国語による運転免許学科試験及び認知機能検査の実施を支援している。	我が国の社会に適応できない一部の外国人が犯罪に巻き込まれたり、外国人コミュニティ等が犯罪組織等に悪用されることが懸念される。 日本の交通ルール・マナーを的確に理解させるため、交通安全教育等を推進する必要がある。 日本語に不安を抱える外国人の利便を図るため、各地域の実情に応じて、外國語による学科試験の実施の支援を更に進める必要がある。また、今後増加が見込まれる高齢の外国人運転者に対して、認知機能検査を的確かつ円滑に行う必要がある。	関係機関と連携しつつ、防犯講習等各種活動を実施し、外国人コミュニティ等に対する犯罪組織の浸透を防止し、犯罪誘引の除去を図る。 地域の実態に即した交通事故防止策をより一層推進する。多言語による学科試験の実施を支援する。また、各都道府県警察では外国人が認知機能検査を受検できる取組を実施しており、今後も継続していく。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

3 生活者としての外国人に対する支援

(3)子供の教育の充実

項目	現状	課題	対応策
①外国人児童生徒の教育の充実	①公立小中学校等において日本語指導に対応する教員について、指導を受ける児童生徒数に応じて必要な教員定数を確保できるよう、平成29年度から10年間で計画的に基礎定数化を図っている。 教員等の資質能力の向上のため、教育機関が実施すべき研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」の開発を実施している。 ②各地方公共団体が行う外国人児童生徒に対する支援体制の構築のための取組に支援を行っている。 外国人児童生徒や保護者とスマートな意思疎通を図り、きめ細かな就学相談や日本語指導を実施するため、多言語翻訳システムの活用に関する実証実験を実施している。 ③夜間中学は、平成29年現在、8都道府県25市区で31校が設置されているところ、近年、日本国籍を有しない生徒が増加している。	①②日本語指導が必要な児童生徒について、日本語能力を的確に把握しきめ細やかな指導を行い、学校生活を継続させることが必要である。 特に高等学校における日本語指導が必要な児童生徒が近年増加しており、高等教育機関への進学や就職に課題がある。	①「モデル・プログラム」を普及することなどを通じて、教員等の資質能力の向上を図る。 (参考)公立小中学校等において、日本語指導が必要な児童生徒数に応じて必要な教員定数を確実に確保できるよう、教標準法に基づく改善を推進する。 ②各地方公共団体が行う支援体制の整備に対する支援を充実させるとともに、多言語翻訳システム等ICTを活用した取組に対する支援を行う。 NPO法人や高校等が企業やボランティアなどの地域の関係団体等と連携して、外国人の高校生等に対して、キャリア教育をはじめとした包括的な支援を行う取組の支援を検討する。 ③学齢経過者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。

外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

3 生活者としての外国人に対する支援 (3)子供の教育の充実

項目	現状	課題	対応策
②就学の促進	外国人の子供の教育に関しては、日本語の習熟度や入学時期等が多様であること等から、NPO、外国人学校等の場を活用した学校外における教室が受け皿となる場合が多く存在する。	外国人の子供が引き続き増加しており、就学促進の取組を行うことが必要である。地方公共団体と連携した取組を促進することで、必要な支援が地域の中で体系的に行われる環境整備を図っていくことも重要である。	より多くの地域で定住外国人の就学促進に向けた取組を進めていく。
	少年の健全育成・立ち直りを図るために大学生ボランティアの協力を得て、学習支援活動や少年の居場所づくり活動等に取り組んでいる。	大学生ボランティアの裾野を拡大するとともに、その活動に対する支援の充実を図ることが必要である。	補導対象となった外国人少年の非行を防止するため継続補導を実施するとともに、大学生ボランティア等と連携し、学習支援活動や居場所づくり活動等に取り組み、少年の健全育成を図る。

8

外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

3 生活者としての外国人に対する支援 (4)労働環境の改善、社会保険の加入促進等

項目	現状	課題	対応策
①適正な労働条件と雇用管理の確保・労働安全衛生の確保	労働基準監督署等において、事業主等に対して労働基準関係法令を周知するとともに、監督指導を行い、違反に対する是正指導、重大・悪質な事案には司法処分を行っている。	外国人労働者は、日本語や日本の労働慣行の知識が乏しく、労働条件等に関する問題が生じやすい。また、技能実習生は、依然として労働時間等の労働基準関係法令違反が多く認められ、引き続き、適切な対応を行う必要がある。	引き続き、労働基準監督署等における労働基準関係法令の周知・監督・違反への是正指導、重大・悪質な事案への厳正な対処を実施していく。
	ハローワークにおいて、事業主に対し、パンフレット等を活用しながら、外国人の雇用状況届出制度や雇用管理指針の周知・啓発を行うとともに、適正な雇用管理のための相談・指導等に取り組んでいる。また、労働局において、社労士等に委嘱して雇用管理に関する相談を行っている。これらの相談等で法令違反事実を把握した場合には、関係機関に対し情報提供を行っている。	雇用状況届出制度や雇用管理指針・社会保険加入義務等について、着実に外国人労働者数が増加していることを踏まえ、外国人労働者を雇用する事業主に対して一層の周知・啓発を進める必要がある。また、新たな外国人材の受け入れ制度も見据えて、外国人労働者の適正な雇用管理を行う必要がある。	事業主に対し、制度周知や相談・指導等を積極的に実施していく。また、新たな制度により受け入れる外国人材を雇用する事業主に対する適正な雇用管理の確保のための相談・指導等を行う体制を整備する。加えて、外国人事業主に対する制度周知を図るために、事業主向けパンフレットの多言語化を行う。

9

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（検討の方向性）

3 生活者としての外国人に対する支援

(4)労働環境の改善、社会保険の加入促進等

項目	現状	課題	対応策
①雇用の安定	10か国語の電話通訳サービスを行う多言語コンタクトセンターの運用により、ハローワークにおける職業相談等への対応体制を確保している。また、外国人労働者の使用言語を踏まえながら、集住地域を中心に通訳員を配置している。	多国籍化・多言語化が進み、居住地も分散傾向にあるため、より多くのハローワークでより多くの言語での相談対応が求められている。	多言語コンタクトセンターの電話通訳サービスについて、今後好事例をハローワークに普及し、窓口における通訳を介した相談技術の向上を図るとともに、集住地域を中心として、通訳員の効率的な配置及び運用を図っていく。
②雇用の安定	定住外国人を対象に、職場でのコミュニケーション能力の強化、日本の労働法令、雇用慣行等の基本的知識や専門分野（介護現場等）において使用する日本語の習得などを目的とした研修コースを全国17都府県92地域で開講している。また、身分に基づく在留資格で日本に在留する外国人を対象として、都道府県等が地域の訓練ニーズに応じて日本語能力等に配慮した職業訓練を委託により実施することを可能としているほか、都道府県等の必要に応じ、定住外国人職業訓練コーディネーターを配置している。	身分に基づく在留資格の者は、派遣・請負といった不安定な雇用形態の割合が、外国人労働者全体と比べて高くなっている。日本の雇用慣行への理解や、職場での日本語コミュニケーション能力に配慮した研修・職業訓練を通じて円滑な就職活動や安定就労の促進が必要である。	地域のニーズや雇用失業情勢などを踏まえ、研修の実施地域等の拡充を図っていくことを検討し、また、引き続き職業訓練を実施していく。

10

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（検討の方向性）

3 生活者としての外国人に対する支援

(4)労働環境の改善、社会保険の加入促進等

項目	現状	課題	対応策
①社会保険の加入促進等	外国人労働者を多く使用する事業者等に対する社会保険の適用漏れ防止等を目的とした調査を実施しているほか、国税庁と連携して法人事業所に関する情報提供を受ける等により、適用に係る指導に活用している。都道府県労働局や公共職業安定所において、社会保険未適用の疑いがあることを把握した場合、適正な適用に向けた指導を実施している。社会保険への未適用が判明した場合、社会保険への適用を促すリーフレットを配布している。	未適用である従業員や事業所が一定程度存在しており、適用促進が課題である。	引き続き社会保険の適用促進に取り組む。また、関係行政機関との情報共有等の協力連携体制を構築する。
②社会保険の加入促進等	報道等において、在留外国人の医療保険の不適切な利用の疑いがあるとの指摘があり、実態把握及び適正化に向けた取組みを進めいく必要がある。	医療保険者における扶養関係の確認方法が統一されていなかったこと（本年3月通知を発出して統一）、在留資格を偽って入国し、国民健康保険に加入し医療サービスを低額な負担で受けている可能性の者がわざわざながら存在していることから、より一層の適正な資格管理に努める必要がある。	健康保険においては扶養の認定の際に公的証明書等の提出がなければ扶養関係を認めないとする統一的な対応となる通知を3月に発出した。また、国民健康保険においては関係機関と連携し、在留資格の偽りが発覚した場合は、在留資格の取消しや給付費の返還請求を行うことができる体制を本年1月に構築したところであり、いずれもその実施状況のフォローアップを行う。あわせて、諸外国における外国人に対する医療保険の運用実態の把握や、在留外国人の医療保険利用の実態把握等を進め、それらを踏まえ、更なる適正化策を検討する。

11

外国人材の受け入れ・共生のための 総合的対応策に係る取組の 現状・課題・対応策(2)

外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

4 外国人材の円滑な受け入れの促進に向けた取組 (1)新たな外国人材の受け入れ制度の実施に向けた取組

項目	現状	課題	対応策
①受け入れ企業又は登録支援機関が行う支援の具体化	「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、新たな外国人材の受け入れ企業又は支援機関が実施主体となって、外国人材に対し各種支援を行う仕組みを設けることとされ、現在支援内容について検討している。	新たな外国人材の受け入れ制度により外国人材を受け入れようとする分野において、具体的にどのような支援を行うべきかを個別に検討する必要がある。	※政府基本方針等において検討
②保証金・違約金を徴収するなど悪質な仲介事業者等の排除	「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、外国人材から保証金や違約金等を徴収するなど悪質な仲介事業者等の介在を防止するための措置を講じることとされ、具体的な方策について検討している。	外国人材から保証金や違約金等を徴収するなど悪質な仲介事業者等の介在を防止するための措置を講じる必要がある。	新たな外国人材のみならず、他の外国人についても、保証金や違約金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在が疑われる場合には、外国人にインビュートを実施するなど既止な入国・在留審査を行い、悪質な仲介事業者等を排除する。また、悪質な仲介事業者等の関与が顕在化する等の事情が判明した場合は、関係省庁と協議の上、相手国政府への申入れ、情報交換窓口の設定のほか、政府間文書の作成等の所要の措置を検討する。
③新たな外国人材の円滑な受け入れの促進	外国人材を受け入れようとする各分野において、試験制度の整備や実施体制について検討している。	海外における試験実施の主体・方法について更なる検討が必要である。	※政府基本方針等において検討
④在外公館等を通じた新たな受け入れ制度の周知・広報	新制度の概要が確定し次第、受け入れの多い国を中心に相手国政府に対して、新制度の周知を図ることについて検討している。	受け入れる外国人材の日本語能力等の水準等を踏まえた更なる検討が必要である。	必要とされる分野への外国人材の受け入れが円滑に進むようテキストの作成や翻訳、現地における教育プログラム策定、インターネット等による学習環境の整備など、外国人材の学習支援及び受験促進のための取組を行う。
		外国人材の受け入れを拡大するための新たな在留資格の創設について、適切な情報を国外において広報する必要がある。	在外公館のホームページや窓口で新制度に関する広報を行う。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

4 外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組 (2)海外における日本語教育の充実

項目	現状	課題	対応策
①生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストの改訂	日本語学習の熟達度を測定する日本語能力試験を年2回実施している。	日本語のコミュニケーション能力に重点を置いた試験の実施頻度を上げるため、試験作成・実施体制の更なる整備を進める必要がある。	※政府基本方針等において検討
②日本語教育を効果的に行えるカリキュラムと教材の開発	国際交流基金を通じ、海外での日本語教育の普及のため、海外の学校・教育への日本語教育の導入拡大に向けて、教育カリキュラムや教材を開発・提供している。	現地の教育機関及び教師による一定の水準での日本語教育の実施のため、模範となる教育カリキュラムや教材を開発・提供し得る体制整備が必要である。	国際交流基金が作成した「JF日本語教育スタンダード」を活用し、日本語教育を効果的に行えるカリキュラム及び教材を開発し、現地の教育機関及び教師に提示する。
③日本語教育の専門家派遣の拡大等による現地教師の育成・拡大	受入れ対象となり得る国や地域では、日本語教育の現地教師の育成や研修等を実施してきたが、依然として、大幅な人材不足や教員の教授能力不足が生じている。	現地の日本語教師の需要の増加に対応しつつ、質の低い教育の横行を防止するため、現地の日本語教師の育成体制を整備していく必要がある。	国際交流基金による日本語専門家の派遣を拡大し、国際交流基金開発の教育カリキュラムや教材を活用し、現地語による日本語教育ができる現地教師の育成を進める。
④各国の教育機関の活動支援の拡充	海外での日本語学習機会の提供のためには、質の高い日本語教師の雇用、海外での入手困難な日本語教材の確保や日本語オンラインとのコミュニケーション機会の確保が重要であるが、海外の機関による自劔努力での対応は困難である。	海外における日本語教育機関に対する助成や教材選択への助言等の継続的な支援、日本語オンライン教師の教育現場への派遣のための体制整備が必要である。	国際交流基金による助成支援を拡大するほか、現地教師の日本語のコミュニケーション能力の向上のため、国際交流基金が育成した日本語教師を派遣する事業を行う。

2

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

5 新たな在留管理体制の構築

(1)在留資格手続の円滑化・迅速化

項目	現状	課題	対応策
①在留資格手続のオンライン申請の開始	我が国における中長期在留者の増加に伴い、地方入国管理官署の窓口において在留詰申請の受付のために待ち時間が長時間に及んでいる。また、在留詰申請の増加に伴い、地方入国管理官署での各種問合せへの対応や申請書類の管理等の業務が増加している。	在留外国人が地方入国管理官署の窓口において在留詰申請の受付のために長時間待つことのないよう、在留外国人の負担軽減を図る観点から、在留資格手続に係る円滑化・迅速化を進めるための方策が必要である。	平成30年度からオンライン申請手続の一部を開始することとしており、当該開始に向けて具体的な制度設計やオンラインシステムの詳細の検討等、所要の準備を進めている。
②申請手続の更なる負担軽減を図るために制度の在り方の検討	在留外国人の在留状況を正確かつ確実に把握し、的確な在留管理を行うことが重要になっているところ、依然として、在留詰申請の際の提出資料により在留状況を確認する点が多い。	問題のない在留外国人の在留状況等を継続的に把握し、オンライン申請を行つに当たっての提出書類を省略するなど申請手続上の更なる負担軽減を図る必要がある。	平成30年度からオンライン申請を一部開始する予定であるところ、更なる利便性の向上を図るため、各種識別番号の活用を通じた行政機関間の情報連携により、在留外国人の正確な在留状況を確実に把握し、在留資格手続の際に求めている各種証明書の提出を不要とするなど、申請手続上の更なる負担軽減を図るための制度の在り方を検討する。

3

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（検討の方向性）

5 新たな在留管理体制の構築

(2) 在留管理基盤の強化

項目	現状	課題	対応策
①外国人の在留状況、雇用状況の正確な把握	法務省が保有する在留管理体制情報と厚生労働省が保有する外国人雇用状況届出の情報を突合できない事案や、事業主が外国人雇用状況届出の義務を履行していないと疑われる事案がある。	事業主に対して外国人雇用状況届出の義務を着実に履行させることにより、外国人の就労状況を正確に把握する必要がある。	法務省が保有する在留管理体制情報と厚生労働省が保有する外国人雇用状況届出の情報を突合できない事案や、事業主が外国人雇用状況届出の義務を履行していないと疑われる事案について、両省間で情報共有を行い、突合ができない情報がある事業主への確認等を行い、外国人の就労状況を正確に把握する。
②業種・職種・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築	各省庁の公表する統計を用いても、外国人材の就労状況を正確に把握することは困難なため、成長戦略の効果測定が難しい状況にある。	業種・職種・在留資格別等の就労を把握する仕組みを構築し、具体的にどの業種・職種への外国人材の受け入れが不足しているのか等を統計上で把握して各業種・職種ごとの施策に反映させる必要がある。	関係省庁と調整を図りながら、各種統計上の業種等と照らし合わせができるように、外国人の在留申請における申請書の記載事項を見直す等、外国人材の業種・職種・在留資格別等の就労状況を統計上で正確に把握する仕組みを検討し、平成30年度中に結論を得る。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（検討の方向性）

5 新たな在留管理体制の構築

(3) 不法滞在者等への対策強化

項目	現状	課題	対応策
地方入国管理官署と関係機関との協力関係の強化	関係機関が連携して、不法就労・不法滞在事犯の取締りを実施するとともに、関係機関・自治体等が協力し、外国人雇用企業等に対し、不法就労等防止に向けた広報啓発活動及び指導を行っている。	我が国には依然として多数の不法滞在者が存在し、その多くが不法就労に従事しているものとみられる。近年、偽変造の在留カード等を使用して就労する事業など、手口が悪質・巧妙化するとともに、不法滞在者等が不法就労助長等の犯罪インフラ事犯と密接に関連している。	関係機関が協力関係を強化し、緊密な情報共有を行うとともに、収集した情報の分析を強化することにより、効果的かつ効率的な摘発の推進に努める。また、不法就労等の防止に向けた広報啓発活動及び指導を積極的に実施する。
	被退令仮放免者については、住居及び行動範囲の制限その他必要な条件を付しておらず、仮放免を継続しておくことが適当ではない者については、仮放免の取消や仮放免期間の延長・不許可により再収容するなど、仮放免の適正な運用を行っている。	送還を忌避する手段として幾度も行政訴訟を提起する者や、難民条約上の難民に明らかに該当しない理由で複数回難民認定申請を行う者が多数存在している。	退去強制令書が発付されているにもかかわらず送還を忌避し、諸般の事情で仮放免されている外国人については、動静を適切に把握するとともに、送還の支障となっている事由の解決・解消に努め、可能な限り早期に退去強制令書を執行する。
	在留外国人の多くは、日本人と言語、食事、宗教、風俗慣習、生活様式等を異にしているが、矯正施設に収容中の外国人の処遇や仮放後の生活環境の調整、保護観察処遇は相応の配慮をもって実施している。	矯正施設の規律秩序の維持や受刑者の矯正処遇の実施等のためには、外国人被収容者の心情をきめ細かく把握することが重要であるが、外国人被収容者と意思疎通を行う際の言語の相違が大きな支障となっている。また、保護観察を受けている者やその引受人等についても日本語での意思疎通が困難な場合がある。	外国人を収容する矯正施設において、引き続き通訳・翻訳体制の充実を進めなど、外国人被収容者処遇等の充実を図る。

外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

【新規】留学生に対する就職支援

項目	現状	課題	対応策
①就職支援に関する情報発信		高度外国人材の「卵」である優秀な外国人留学生の国内就職率の向上に向けた取組が重要であり、特に外国人材の採用に積極的な中堅・中小企業を支援する仕組みの構築が必要である。	留学生を含む高度な知識・技能を有する外国人材の積極的な受け入れに向け、関係省庁間の連携の下、各施策の有機的な連携を図るための仕組みとして、JETROプラットフォームを通じた分かりやすい情報発信・ワンストップサービスを提供する。なお、本年度中に情報ポータルサイトを構築し、来年度から、中堅・中小企業への支援等を本格稼動する。
②留学生と企業とのマッチング	日本での就職を希望する外国人留学生は平成27年度で全体の64%を占める一方、実際に就職した者の割合は平成28年度卒業・修了者全体のうち31%にとどまっている。 また、平成28年度に大学(学部・院)を卒業等した者のうち、国内に就職した者は8,610人(約36%)である。	「日本再興戦略2016」等において目標とされた就職率5割の達成に向けて、より一層の就職支援が必要である。	ハローワークにおける留学生支援の拠点と位置づけている外国人雇用サービスセンターの増設により支援体制の強化を図るとともに、担当者制による相談・支援に加えて、インターンシップや各種セミナー・合同面接会等の開催などにより、留学生と企業との更なるマッチングの促進を図る。 また、地域の中小企業等が留学生を含む多様な人材を確保するため、人材の発掘・確保・定着を支援していく。
③大学や専修学校等の教育機関における就職支援		日本の就職活動の仕組みの認識不足やビジネス日本語能力の不足等、外国人留学生と企業間のミスマッチ解消に取り組む必要がある。 また、日本留学後の日本国内での就職について、海外に向けての情報提供が不足しており、十分に発信できていない。	①留学生が日本国内での就職に必要なスキルを一冊として学ぶ環境を創設する大学における取組や、②優秀な留学生の掘り起こし、日本語指導、国内企業とのマッチング等、総合的な受け入れモデルを構築する専修学校における取組を支援しているところ、これら①及び②の取組によって得られた成果を公表していく、情報共有し、大学・専修学校・企業・地方公共団体等の連携の下、留学生を国内企業への就職につなげる仕組みの構築を促進する。 また、国内企業の一員に応じた留学生の受け入れを促進するため、海外において、関係機関との連携により、卒業後の我が国での就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について総合的な発信を図る。

6

外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

【新規】留学生に対する就職支援

項目	現状	課題	対応策
④就労ニーズに対応するための在留資格の付与が認められる活動内容の見直し等	日本での就職を希望する外国人留学生は平成27年度で全体の64%を占める一方、実際に就職した者の割合は平成28年度卒業・修了者全体のうち31%にとどまっている。 また、平成28年度に大学(学部・院)を卒業等した者のうち、国内に就職した者は8,610人(約36%)である。	大学の専攻科目と就職先の業務内容との関連性の柔軟な取扱い、大学等卒業後最長1年間の就職活動の容認、既往就職活動中に就職先が内定した者の採用までの在留の容認、クールシャンパン分野に関連する業務に就労しようとする際の在留資格に該当する活動や具体的な事例の明確化等に対応しているが、それでもなお現状では必ずしも十分に留学生の就労ニーズに応えきれていない側面があり、更なる対応が求められている。	今後、我が国大学を卒業した留学生が働く業種の幅を更に広げるため、また、クールシャンパン分野に関連する業務に更に広く従事可能とするため、在留資格の付与が認められ活動内容を見直すとともに、留学生の就職支援に係る事前説教口の設置、在留資格変更申請時の提出資料の簡素化等について対応していく。
⑤インターンや研修等を活用した就職支援	平成29年度から5年間で1000人の受け入れを目標として、アジア途上国の優秀な人材が日本のイノベーションに貢献するとともに、母国に戻って自国の産業発展に貢献できるよう、政府開発援助等を活用し、理系分野の大学院留学、日本企業のインターンシップの機会の提供、ショウジョウアの開催等を行なうイノベーティブ・アジア事業を実施している。	インターン先企業と外国人留学生とのマッチングや、左記事業による研修終了後も就職までつなげるための関係機関との連携・協力が必要である。	インターンシップ実施状況の調査を行い改善が必要となる点につき対応することで、インターンシップを外国人留学生の卒業後の就職につなげていく。 また、JETROプラットフォーム等を活用し、インターン事業の実施情報等を提供していく。

7

出入国管理及び難民認定法 及び 法務省設置法 の一部を改正する法律案の骨子について

新たな外国人材受入れのための在留資格の創設

1 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

- (1) 特定技能1号: 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- (2) 特定技能2号: 同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

2 受入れのプロセス等に関する規定の整備

- (1) 分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」(閣議決定)に関する規定
- (2) 受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定
- (3) 具体的な分野名等を法務省令で定めるための規定
- (4) 特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定
- (5) 受入れの一時停止が必要となった場合の規定

3 外国人に対する支援に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める。
- (2) 支援計画は、所要の基準に適合することを求める。

4 受入れ機関に関する規定の整備

- (1) 特定技能外国人の報酬額が日本人と同等以上であることを確保するため、特定技能外国人と受入れ機関との間の雇用契約は、所要の基準に適合することを求める。
- (2) ①雇用契約の適正な履行や②支援計画の適正な実施が確保されるための所要の基準に適合することを求める。

5 登録支援機関に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関は、特定技能1号外国人に対する支援を登録支援機関に委託すれば、4(2)②の基準に適合するものみなされる。
- (2) 委託を受けて特定技能1号外国人に対する支援を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。
- (3) その他登録に関する諸規定

6 届出・指導・助言・報告等に関する規定の整備

- (1) 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による出入国在留管理庁長官に対する届出規定
- (2) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言規定、報告徴収規定等
- (3) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関に対する改善命令規定

7 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備

8 その他関連する手続・罰則等の整備

(注) 特定技能1号外国人: 特定技能1号の在留資格を持つ外国人、特定技能2号外国人: 特定技能2号の在留資格を持つ外国人、特定技能外国人: これらの外国人の総称

出入国管理及び難民認定法 及び 法務省設置法 の一部を改正する法律案の骨子について

法務省の任務の改正

法務省の任務のうち、出入国管理に関する部分を「出入国の公正な管理」から「出入国及び在留の公正な管理」に変更する。

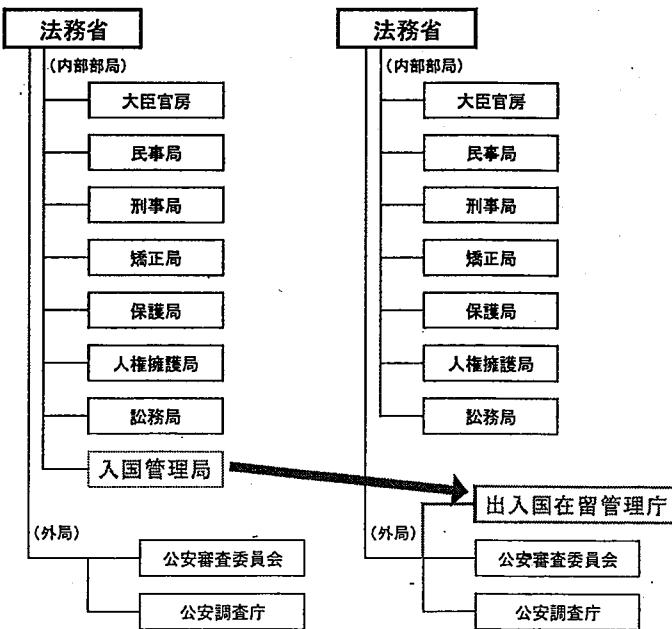
出入国在留管理庁の設置

- (1) 法務省の外局として「出入国在留管理庁」を設置し、同庁の長を出入国在留管理庁長官とする。
- (2) 出入国在留管理庁の任務
 - ア 出入国及び在留の公正な管理を図ること
 - イ アの任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けること
- (3) 地方出入国在留管理局等の設置

法務省の地方支分部局である地方入国管理局を地方出入国在留管理局とし、出入国在留管理庁の地方支分部局として設置する。

その他

- ・ 法務大臣と出入国在留管理庁長官の権限に関する規定の整備
- ・ 関係行政機関との情報交換等連絡協力に関する規定の整備
- ・ その他所要の語句の修正等



新たな外国人材の受入れに関する 在留資格「特定技能」の創設について



平成30年10月12日
法務省入国管理局

【資料(目次)】

① 新たな外国人材の受入れに関する制度の概要	1
② 政府基本方針	2
③ 受入れ機関・登録支援機関の役割等	4

新たな外国人材の受け入れに関する制度の概要

背景

- 中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が生じているため、現行の専門的・技術的分野における外国人材の受け入れ制度を拡充し、一定の専門性・技能を有する外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある
- 真に受け入れが必要と認められる人手不足の分野に着目し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れるための新たな在留資格を創設する

在留資格「特定技能」の創設

1. 受入れ対象分野

- 人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野

2. 受入れ対象者

- 相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能1号」と、同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能2号」を新設する
- ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力を有することが基本

3. 外国人への支援

- 「特定技能1号」の外国人に対し、受け入れ機関又は登録支援機関において、我が国での活動を安定的・円滑に行うことができるようするための日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を行う

4. 受入れ機関

- 受入れ機関は、外国人との間で所要の基準に適合した契約を締結するとともに、当該契約の適正な履行等が確保されるための所要の基準を満たさなければならない

5. 登録支援機関

- 登録支援機関は、所要の基準を満たした上で、出入国在留管理庁長官の登録を受けて支援を行う

6. その他

- 「特定技能1号」は、在留期間の上限を通算5年とし、家族の帯同を基本的に認めない

新制度の導入効果

- 受入れ機関等が特定技能1号外国人に各種支援等を行うことで、当該外国人が、我が国での活動を安定的・円滑に行うことが可能となる
- 深刻な人手不足に対応し、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持することに資する 等。

1

政府基本方針①（骨子案）

「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018」（平成30年6月15日閣議決定）

- 受入れに関する業種横断的な方針をあらかじめ政府基本方針として閣議決定するとともに、当該方針を踏まえ、法務省等制度所管省庁と業所管省庁において業種の特性を考慮した業種別の受け入れ方針を決定し、これに基づき外国人材を受け入れる

1. 新たな外国人材受け入れの趣旨・目的

- > 深刻な人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる

2. 外国人材の受け入れ分野

- > 生産性の向上や国内人材確保のための取組を行つてもなお、当該分野の存続のために外国人材が必要と認められる分野

3. 「特定技能1号」の技能水準・日本語能力水準

- > 技能水準は、受け入れ分野で即戦力として活動するため必要な知識又は経験を有することとし、業所管省庁が定める試験等によって確認する

- > 日本語能力水準は、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、受け入れ分野ごとに業務上必要な能力水準を考慮して定める試験等によって確認する

- > 技能実習2号を修了した者は、上記試験等を免除

4. 国外における取組等

- > 在外公館等を通じて、制度の周知・広報等、有為な人材確保のための取組を行う
- > 関係行政機関が連携して、悪質な仲介業者等の介在の防止策を講じる

5. 外国人材の在留管理及び雇用管理

- > 入国・在留審査において、適切な就労活動を行つための措置がとられていることを確認する
- > 必要な情報を収集し、問題があれば関係行政機関と連携して、適切に対応する

6. 受入れ機関の責務

- > 本制度がその趣旨・目的に沿って適正に運用され、外国人材の適正な在留活動を確保する責務がある
- > 受入れ機関は、特定技能1号外国人材に対する支援が適切になされることを確保する責務がある

2

7. 外国人材への支援

- > 特定技能1号外国人が安定的・円滑な活動を行うことができるようにするための日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を、受入れ機関又は出入国在留管理庁長官の登録を受けた登録支援機関が行つ
- > 生活ガイダンス、日本語の習得支援、相談・苦情対応、各種行政手続の情報提供等の支援を実施する

8. 「特定技能1号」の家族の帯同・在留期間の上限

- > 家族の帯同は基本的に認めない
- > 通算で5年を上限

9. 外国人材の活動内容

- > 一定の専門性・技能を要する業務に従事する活動
- > 許可された活動の範囲内で転職を認める

10. 雇用形態

- > 原則として直接雇用（分野の特性に応じて派遣形態も可能）

11. 「特定技能2号」への移行

- > 業所管省庁が定める一定の試験に合格すること等で移行することが可能

12. 状況の変化に応じた対応等

- > 分野における人手不足の状況について継続的に把握し、その状況の変化等に応じて、業所管省庁が必要な措置を講じる
- > 必要に応じて、法務省と関係行政機関において、分野別運用方針の見直し又は受入れ停止・中止の措置を講じる

13. 分野別運用方針

- > 基本方針を踏まえ、法務省と関係行政機関において、分野の特性を考慮した分野別運用方針を協議・決定する
- > 同方針は、人手不足の状況、生産性の向上や国内人材確保のための取組等を記載

受入れ機関・登録支援機関の役割等①

1. 受入れ機関の基準

- (1) 外国人と締結する契約は、報酬額が日本人と同等以上であることなどを確保するため、所要の基準に適合することが必要
- (2) 適格性に関する基準
 - ・労働関係法令・社会保険関係法令の遵守
 - ・欠格事由に該当しないこと等
- (3) 支援体制に関する基準（特定技能1号外国人材の場合に限る）
 - ・支援計画に基づき、適正な支援を行える能力・体制があること等

2. 登録支援機関の基準（特定技能1号外国人に限る）

- (1) 適格性に関する基準
 - ・欠格事由に該当しないこと等
- (2) 支援体制に関する基準
 - ・支援計画に基づき、適正な支援を行える能力・体制があること等

3. 支援の内容（特定技能1号外国人に限る）

- 特定技能1号外国人に対しては、本邦での活動を安定的・円滑に行うことができるようにするための日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を行う
- 受入れ機関又は登録を受けた登録支援機関が、特定技能1号外国人に対する支援を行う

- | | |
|------------------------|---------------------|
| (1) 入国前の生活ガイダンスの提供 | (5) 外国人からの相談・苦情への対応 |
| (2) 外国人の住宅の確保 | (6) 各種行政手続についての情報提供 |
| (3) 在留中の生活オリエンテーションの実施 | (7) 非自発的離職時の転職支援 |
| (4) 生活のための日本語習得の支援 | (8) その他 |

受入れ機関・登録支援機関の役割等②

4. 出入国在留管理庁と受入れ機関等との関係

- (1) 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による各種届出
- (2) 受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言
- (3) 受入れ機関及び登録支援機関に対する報告徴収等
- (4) 受入れ機関に対する改善命令
- (5) 罰則規定

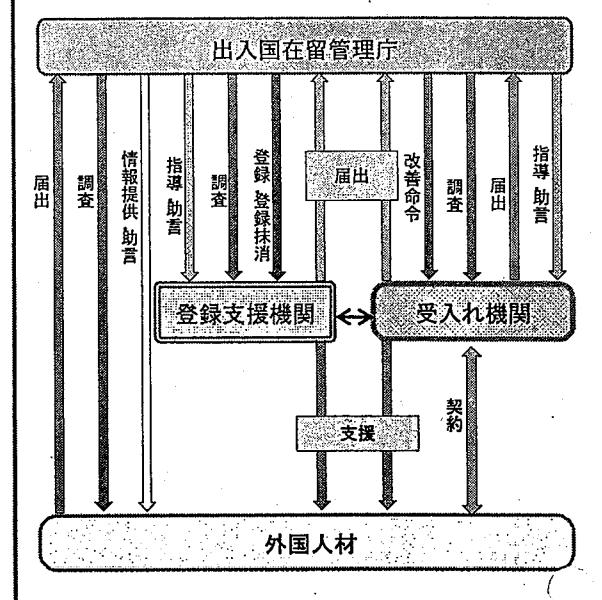
5. 悪質な紹介業者の介在防止方策

- 保証金等の徴収がないことを受入れの基準とする等の防止策を講じる

6. 転職

- (1) 入国・在留を認めた分野の中での転職を認める（転職の届出、手続が必要）
- (2) 非自発的離職時の転職支援

受入れ機関・登録支援機関のイメージ



参考資料

新たな外国人材の受入れ制度等について

1. これまでの経緯

- 平成30年2月20日の経済財政諮問会議において、総理大臣から、深刻な人手不足に対応するため、専門的・技術的分野における外国人受入れの制度の在り方について、制度改正の検討を早急に進めるよう、官房長官と法務大臣に対して指示があった
- 平成30年2月23日、専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォース第1回開催
以後、タスクフォース幹事会を8回開催し、5月29日、タスクフォース第2回において方向性を取りまとめ
- 平成30年6月15日、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(骨太の方針)において新たな外国人材の受入れ制度について決定

2. 「骨太の方針」における新たな外国人材の受入れ制度

○ 一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設

①受入れ業種の考え方

○生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお、外国人材の受入れが必要と認められる業種において受入れ

③外国人材に求める技能水準及び日本語能力水準

○技能水準は、受入れ業種で適切に働くために必要な水準を業所管省庁が定める試験等によって確認
○日本語能力水準は、日本語能力試験等により、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することが確認されることを基本としつつ、業種ごとに必要な水準を定める
○技能実習3年を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとし、試験等を免除

④外国人材への支援と在留管理等

○的確な在留管理・雇用管理の実施、受入れ企業又は法務大臣が認める登録支援機関が支援の実施主体となり、生活ガイダンス、生活のための日本語習得、相談・苦情対応等を行う仕組みを設ける

○外国人の受入れ環境の整備

○我が国に滞在する外国人の一層の増加が見込まれる中、法務省が総合調整機能を持って関係機関等との連携を強化し、外国人の受入れ環境を整備し、外国人が円滑に共生できるような社会を実現

②政府基本方針及び業種別受入れ方針

○受入れに関する業種横断的な方針を政府基本方針として閣議決定し、当該方針を踏まえ、業種別の受入れ方針を決定

④有為な外国人材の確保の方策

○悪質な紹介業者等の介在を防止する方策、受入れ制度の周知や広報等を実施

⑥家族の帯同及び在留期間の上限

○在留期間の上限を通算5年とし、家族の帯同は基本的に認めない
○ただし、より高い専門性を有すると認められた者については、現行の専門的・技術的分野における在留資格への移行を認める

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(抄)

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

④新たな外国人材の受入れ

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきている。このため、設備投資、技術革新、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限らず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。

そのため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを大さるため、新たな在留資格を創設する。また、外国人留学生の国内での就職を更に円滑化するなど、従来の専門的・技術的分野における外国人材受入れの取組を更に進めようほか、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組む。

(1)一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設
現行の専門的・技術的な外国人材の受入れ制度を拡充し、以下の方向で、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格を創設する。

①受入れ業種の考え方

新たな在留資格による外国人材の受入れは、生産性向上や国内人材の確保のための取組(女性・高齢者の就業促進、人手不足を踏まえた待遇の改善等)を行ってもなお、当該業種の存続・発展のために外国人材の受入れが必要と認められる業種において行う。

②政府基本方針及び業種別受入れ方針

受入れに関する業種横断的な方針をあらかじめ政府基本方針として閣議決定するとともに、当該方針を踏まえ、法務省等制度所管省庁と業所管省庁において業種の特性を考慮した業種別の受入れ方針(業種別受入れ方針)を決定し、これに基づき外国人材を受け入れる。

③外国人材に求める技能水準及び日本語能力水準

在留資格の取得に当たり、外国人材に求める技能水準は、受入れ業種で適切に働くために必要な知識及び技能とし、業所管省庁が定める試験等によって確認する。また、日本語能力水準は、日本語能力試験等により、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することが確認されることを基本としつつ、受入れ業種ごとに業務上必要な日本語能力水準を考慮して定める。ただし、技能実習(3年)を修了した者については、上記試験等を免除し、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとする。

④有為な外国人材の確保の方策

有為な外国人材に我が国で活動してもらうため、今後、外国人材から保証金を徴収するなどの悪質な紹介業者等の介在を防止するための方策を講じるとともに、国外において有為な外国人材の送り出しを確保するため、受入れ制度の周知や広報、外国における日本語教育の充実、必要に応じて政府レベルでの申入れ等を実施するものとする。

⑤外国人材への支援と在留管理等

新たに受け入れる外国人材の保護や円滑な受入れを可能とするため、的確な在留管理・雇用管理を実施する。受入れ企業、又は法務大臣が認めた登録支援機関が支援の実施主体となり、外国人材に対して、生活ガイダンスの実施、住宅の確保、生活のための日本語習得、相談・苦情対応、各種行政手続に関する情報提供などの支援を行う仕組みを設ける。また、入国・在留審査に当たり、他の就労目的の在留資格と同様、日本人との同等以上の報酬の確保等を確認する。加えて、労働行政における取組として、労働法令に基づき適正な雇用管理のための相談、指導等を行う。これらに対応するため、きめ細かく、かつ、機能的な在留管理、雇用管理を実施する入国管理局等の体制を充実・強化する。

⑥家族の帯同及び在留期間の上限

以上の政策方針は移民政策とは異なるものであり、外国人材の在留期間の上限を通算5年とし、家族の帯同は基本的に認めない。ただし、より高い専門性を有すると認められた者については、現行の専門的・技術的分野における在留資格への移行を認め、在留期間の上限を付さず、家族帯同を認めるなどの取扱いを可能とするための在留資格上の措置を検討する。

(2)従来の外国人材受入れの更なる促進

留学生の国内での就職を促進するため、在留資格に定める活動内容の明確化や、手続負担の軽減などにより在留資格変更の円滑化を行い、留学生の卒業後の活躍の場を広げる。また、「高度人材ポイント制」について、特別加算の対象大学の拡大等の見直しを行う。これらの前提として、日本語教育機関において充実した日本語教育が行われ、留学生が適正に在留できるような環境整備を行っていく。さらに、留学生と企業とのマッチングの機会を設けるため、ハローワークの外国人雇用サービスセンター等を増設する。

また、介護の面にも配慮しつつ、相手国からの送り出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国1年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組みや、日本語研修を要しない一定の日本語能力を有するEPA介護福祉士候補者の円滑かつ適正な受入れを行える受入人数枠を設けることについて検討を進める。このほか、クールジャパン関連産業の海外展開等を目的とする外国人材の受入れを一層促進するための方策や、我が国における外国人材の起業等を促進し、起業家の受入れを一層拡大するための方策について検討を進める。

(3)外国人の受入れ環境の整備

上記の外国人材の受入れの拡大を含め、今後も我が国に滞在する外国人が一層増加することが見込まれる中で、我が国で働き、生活する外国人について、多言語での生活相談の対応や日本語教育の充実をはじめとする生活環境の整備を行うことが重要である。このため、2006年に策定された「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」を抜本的に見直すとともに、外国人の受入れ環境の整備は、法務省が総合調整機能を持って司令塔的役割を果たすこととし、関係省庁、地方自治体等との連携を強化する。このような外国人の受入れ環境の整備を通じ、外国人の人権が護られるとともに、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組んでいく。

なお、法務省、厚生労働省、地方自治体等が連携の上、在留管理体制を強化し、不法・偽装滞在者や難民認定制度の監査・誤用者対策等を推進する。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性) 概要

平成30年7月24日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

- 我が国に在留する外国人は近年増加(約256万人)、国内で働く外国人も急増(約128万人)。
- 中小企業等の人手不足の深刻化を踏まえ、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材に対し、就労を目的とする新たな在留資格を創設。
- ⇒ 外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備が必要
- 検討の方向性について中間的に整理。今後、年内の取りまとめに向けて、関係者からの意見を聞きながら、取組の拡充・具体化を検討。

※「○」は新規又は拡充を検討

多文化共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動

- (1) 国民及び外国人の声を聞く仕組みづくり
- (2) 啓発活動等の実施

生活者としての外国人に対する支援

(1) 円滑なコミュニケーションの実現

- ① 日本語教育の充実等
 - 外国人に学習機会が行き渡ることを目指した全国各地の取組の支援
 - 日本語教室の空白地域の解消、ICT教材の開発・提供
 - 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備
 - 日本語教育機関の教育の質に関する評価等の枠組みの検討
- ② 行政・生活情報の多言語化・相談体制の整備
 - 生活・就労に関する情報提供・相談を行う一元的窓口の設置の検討
 - 「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成
 - 民間事業者(医療・住宅・銀行等)が提供する商品・サービス等の多言語対応の支援、消費者トラブルの相談体制の充実

(2) 基礎やすい地域社会づくり

- ① 地域における多文化共生の取組の促進・支援
 - 多文化共生や教育・災害対応等の分野における外国人の活躍の促進
 - 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築
- ② 医療・保健・福祉サービスの提供
 - 外国人を受入れ可能な基幹的医療機関の体制整備と地域における幅広い公営住宅・民間賃貸住宅等への入居支援
- ③ 防災対策等の充実
 - 「災害時外国人支援情報コーディネーター」の養成
- ④ 防犯・交通安全対策の充実
- ⑤ 子供の教育の充実
 - ① 外国人児童生徒の教育の充実
 - 日本語指導に必要な教員定数の着実な改善、教員等の資質能力の向上
 - 地方公共団体の体制整備支援(支援員やICT活用等)、高校生等のキャリア教育
 - ② 就学の促進
- ④ 労働環境の改善、社会保険の加入促進等
 - ① 適正な労働条件と雇用管理の確保・労働安全衛生の確保
 - 労働基準監督署による労働関係法令遵守の周知、法令違反への厳正な対処

○ ハローワークによる適正な雇用管理のための事業主に対する相談・指導

- ② 雇用の安定
 - 多言語による相談体制の整備、日本語能力に配慮した職業訓練の実施
- ③ 社会保険の加入促進等
 - 関係行政機関の連携等による加入促進、医療保険の不適切使用の防止

外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組

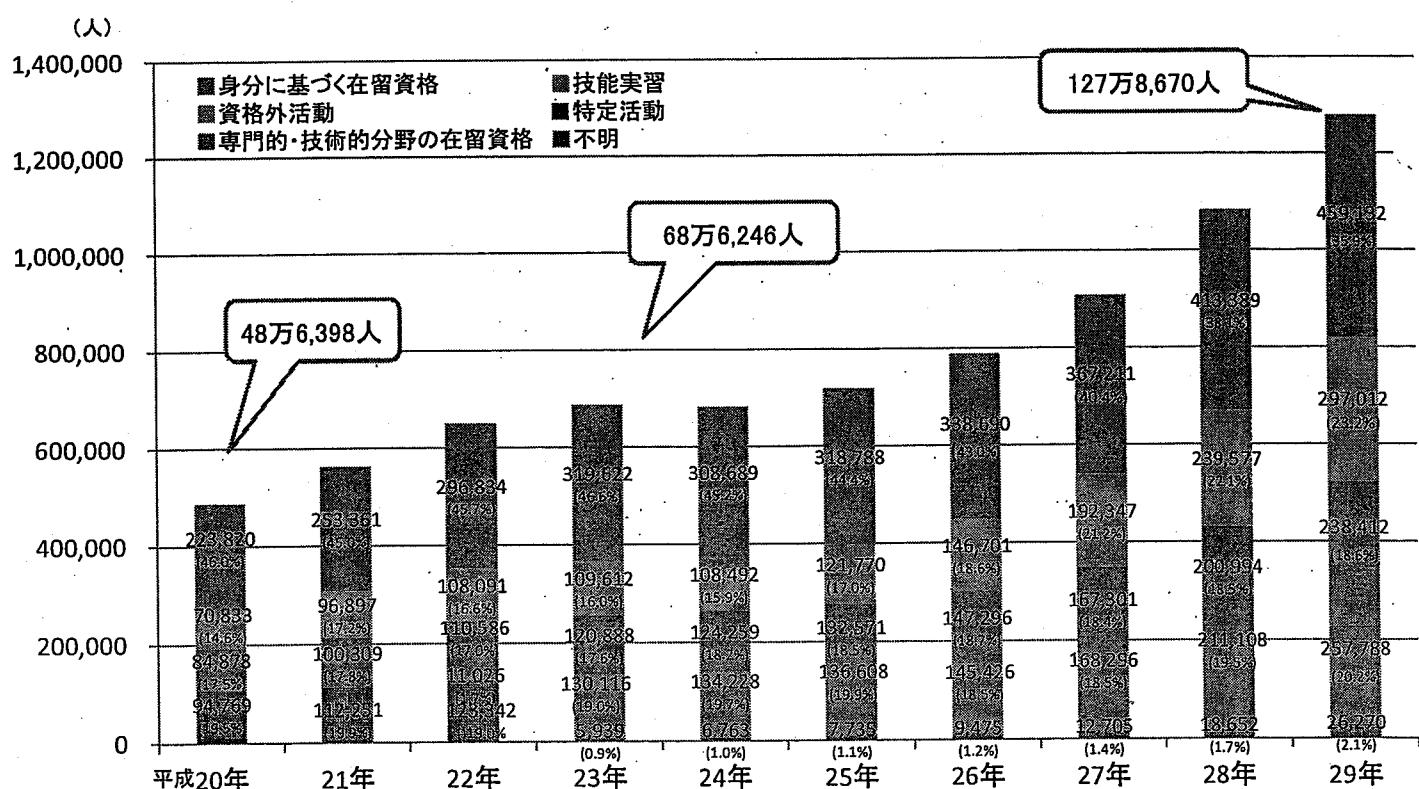
- (1) 新たな外国人材の受入れ制度の実施に向けた取組
 - ① 受入れ企業又は登録支援機関が行う支援の具体化
 - 生活ガイダンス、住宅確保、日本語習得、相談・苦情対応等を行う仕組みの創設、業界の実態に応じた取組の実施(受入企業等に対する巡回指導等)
 - ② 保証金・違約金を徴収するなど悪質な仲介事業者等の排除
 - ③ 新たな外国人材の円滑な受入れの促進
 - 技能水準を評価・確認する試験制度の整備、送出国における試験の適正実施
 - 外国人材の学習支援と受験の促進(テキストの作成・翻訳、教育プログラム策定等)
 - ④ 在外公館等を通じた新たな受入れ制度の周知・広報
- (2) 海外における日本語教育の充実
 - 生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストの改訂
 - 日本語教育を効果的に行えるカリキュラムと教材の開発
 - 日本語教育の専門家派遣の拡大等による現地教師の育成・拡大
 - 各国の教育機関の活動支援の拡充(日本語教師の給与助成など)

新たな在留管理制度の構築

- きめ細かく、機能的な在留管理等を実施するため、法務省の体制を充実・強化
 - (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
 - 受入企業等が外国人を代行できる在留資格手続のオンライン申請の開始
 - 申請手続の更なる負担軽減を図るための制度の在り方の検討
 - (2) 在留管理基盤の強化
 - 法務省・厚労省の情報共有による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
 - 業種・職種・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築
 - (3) 不法滞在者等への対策強化
 - 地方入国管理官署と警察等関係機関との協力関係の強化

9

我が国における外国人労働者数の推移



* 厚生労働省「「外国人雇用状況」の届出状況まとめ」に基づく集計(各年10月末現在の統計)

我が国における外国人労働者の内訳

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

①就労目的で在留が認められる者 約23.8万人

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

②身分に基づき在留する者 約45.9万人

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約25.8万人

技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更した技能実習生も同様)。

④特定活動 約2.6万人

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー・外国人建設就労者、外国人造船就労者等)

「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約29.7万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

専門的・技術的分野に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士 ※ 平成29年9月から新たに追加
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況(平成29年10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(雇用対策法第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格(活動制限あり)

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校・中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格(活動制限なし)

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している妻子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格(※)

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学・専門学校・日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

技能実習2号移行対象職種 (平成29年12月6日時点 77職種139作業)

1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業*	施設園芸 畑作・野菜
	果樹
畜産農業*	養豚 養鶏 酪農

2 渔業関係 (2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業*	かつお一本釣り漁業 延縄漁業 いか釣り漁業 まき網漁業 ひき網漁業 刺し網漁業 定置網漁業 かに・えびかご漁業
磯延縄*	ほたてがい・まがき養殖作業

3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業 ローダリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業 内外表板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
と、び	とび作業
石材施工	石材加工作業 石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらふき	かわらふき作業
左、右、配管	左官作業 建築配管作業 プラン特設作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業 鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業 カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表、裏	壁作業
建設機械施工*	押土・整地作業 積込み作業 切削作業 跡固め作業 浚渫作業
警護	

(注) *の職種：「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」による確認の上、人材開発統括官が認定した職種

4 食品製造関係 (9職種14作業)

職種名	作業名
缶詰巻接*	缶詰巻接
食鳥処理加工業*	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工	節類製造
食品製造業*	加熱製品製造 調味加工品製造 くん製品製造 乾製品製造 発酵食品製造
非加熱性水産加工	
食品製造業*	
水産練り製品製造	かまぼこ製品作業
牛豚内臓部肉製造業*	牛豚部分肉製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業
そら豆製造業*	そら豆加工業

5 織維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
防縫運搬*	前防工程作業 精防工程作業 巻糸工程作業 合ねん糸工程作業
織布運転*	準備工程作業 製織工程作業 仕上工程作業
染色	糸浸染作業 織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	數下製造作業 丸環ニット製造作業
たて縫ニット生地製造*	たて縫ニット生地製造作業
婦人子供服製造	婦人子供服縫製作業
紳士服製造	紳士既製服縫製作業
下着類製造*	下着類製造作業
寝具製作	寝具製作作業
カーペット製造*	織じゅうたん製造作業 タフティッドカーペット製造作業 二、三ドリパーサー・カーペット製造作業
帆布製品製造	帆布製品作業
市はく縫製	ワイヤッシュ製造作業
座席シート縫製*	自動車シート縫製作業

6 機械・金属関係 (15職種29作業)

職種名	作業名
鋳 造	鍛鉄鋳物鋳造作業 非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛 造	ハンマー型鋳造作業 プレス型鋳造作業
ダイカスト	ホットチタンバーダイカスト作業 コールドチタンバーダイカスト作業
機械加工	普通旋盤作業 フライス盤作業 數値制御旋盤作業 マシニングセンタ作業

6 機械・金属関係 (続)

職種名	作業名
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄 工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めつき	電気めつき作業
アルミニウム陽極酸化処理	溶接並鉛めつき作業
仕上げ	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
回転電機組立て	回転電機組立て作業
變圧器組立て	變圧器組立て作業
配電盤・制御盤組立て	配電盤・制御盤組立て作業
開閉器・開閉器組立て	開閉器・開閉器組立て作業
回転電機巻線組立て	回転電機巻線組立て作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

7 その他 (13職種25作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印 刷	オフセット印刷作業
製 本	製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業 射出成形作業 インフレーション成形作業
強化プラスチック成形	プロー成形作業
塗 装	手描き成形作業 塗装塗作業
溶 接*	手溶接 半自動溶接
工業包装	工業包装作業
紙器・段ボール箱製造	印刷糊打接着作業 印刷糊型接着作業
	貼箱製造作業 段ボール箱製造作業
高磁器工業製品製造*	機械ろくろ成形作業 圧力錆込み成形作業
自動車整備*	ハンドドリル作業
ビルクリーニング	ビルクリーニング作業
介 護*	介護

○ 主務大臣が告示で定める職種・作業 (1職種1作業)

職種名	作業名
空港グランドハンドリング*	航空機地上支操作業

外国人労働者の受け入れに係る最近の主な取組①



法務省
Ministry of Justice

高度外国人材の受け入れ

● 高度人材ポイント制の導入 (平成24年5月施行)

⇒経済成長等への貢献が期待される高度な能力を持つ外国人について、出入国管理上の優遇措置を実施してその受け入れを促進するため「高度人材ポイント制」を導入

在留資格の創設による受け入れ

● 介護に従事する外国人の受け入れ (平成29年9月施行)

⇒介護の業務に従事する外国人の受け入れを図るため、介護福祉士の国家資格を有する者を対象とする新たな在留資格を創設

その他の措置による受け入れ

● 建設及び造船分野における外国人材の受け入れ (平成27年4月施行)

⇒復興事業の加速化と東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連の建設需要に対応するための建設分野、及び建設分野と人材の流動性が高い造船分野における緊急かつ時限的な措置として、国土交通大臣が適正な受け入れの確保に関与する枠組みでの受け入れ (2020年度まで)

総合特区による外国人材の受入れ

● 総合特区における特定伝統料理海外普及事業外国人の受入れ（平成25年11月施行）

⇒地域活性化総合特区において、同特区内で考案され広く提供されている我が国の伝統的な料理（京料理）の調理に係る業務に従事する活動を行う外国人の入国・在留を認める特例措置

国家戦略特区による外国人材の受入れ

● 国家戦略特区における家事支援外国人の受入れ（平成27年9月施行）

⇒国家戦略特区において、家事支援事業実施区域の自治体及び関係府省（内閣府、法務省、厚労省、経産省）で構成される協議会が適正な受入れの確保に関与する枠組みの下で、家事支援外国人受入企業との契約に基づき家事支援活動を行う外国人の入国・在留を認める特例措置

● 国家戦略特区における農業支援外国人の受入れ（平成29年9月施行）

⇒国家戦略特区において、農業支援事業実施区域の自治体及び関係府省（内閣府、法務省、厚労省、農水省）で構成される協議会が適正な受入れの確保に関与する枠組みの下で、農業支援外国人受入企業との契約に基づき農業支援活動を行う外国人の入国・在留を認める特例措置

● 国家戦略特区におけるクールジャパン・インバウンド外国専門人材の就労促進（平成29年9月施行）

⇒国家戦略特区において、「技術・人文知識・国際業務」「技能」の在留資格に該当するクールジャパン・インバウンド分野の活動を行う外国人について、地域固有の視点から現行の上陸許可基準の代替措置の検討を行った上で、上陸許可基準を緩和して、その就労を促進

在留資格一覧表

参考資料 7

平成30年8月現在

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特權及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大天使、大使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(この表の外交の項に掲げる活動を除く。)	外国政府の大天使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(この表の興行の項に掲げる活動を除く。)	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月
高度専門職	1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のいづれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら經營し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら經營する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら經營する活動	ポイント制による高度人材	5年
	2号 1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動 イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ 2号イからハまでのいづれかの活動と併せて行うこの表の教授、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能の項に掲げる活動(2号イからハまでのいづれかに該当する活動を除く。)		無期限
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことできないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。)	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、4月又は3月
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(この表の教授の項に掲げる活動を除く。)	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基礎を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く。)	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	介護福祉士	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。)	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日

在留資格	本邦において行うことができる活動		該当例	在留期間
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動		外国语料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
技能実習	1号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲)
	2号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間(2年を超えない範囲)
	3号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間(2年を超えない範囲)
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動(この表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。)		日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動		観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、中学校(義務教育学校の後期過程及び中等教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の中学校、小学校(義務教育学校の前期過程を含む。)若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動		大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動(この表の技能実習1号、留学の項に掲げる活動を除く。)		研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	この表の教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、文化活動、留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動		在留外国人が扶養する配偶者・子	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3日
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動		外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、 日系3世、中国残 留邦人等	5年、3年、1 年、6月又は法 務大臣が個々に 指定する期間 (5年を超えない 範囲)